

日本共産党大阪市会議員団 本会議発言記録

2015年4月～2016年3月



此花区
せと 一正
団長



城東区
山中 智子
幹事長



住吉区
井上ひろし
政調会長



東住吉区
江川 繁



淀川区
てらと月美



西成区
尾上やすお



東淀川区
岩崎けんた



大正区
こはら孝志



平野区
小川 陽太

目次

代表質問・一般質問

一般質問（市長答弁含む）	せと 一正	2016年1月15日	2
代表質問（市長答弁含む）	山中 智子	2016年3月4日	13

予算関連

「カジノ（統合型リゾートIR）、うめきた2期開発関連に関する補正予算案」に対する反対討論	小川 陽太	2015年6月10日	35
「マイナンバー制度導入に関連する補正予算案」に対する反対討論	せと 一正	2015年10月9日	36
2016年度予算案に対する組み替え動議の提案説明	こはら孝志	2016年3月29日	37
2016年度予算案に反対し組み替え動議に賛成する討論	小川 陽太	2016年3月29日	38

一般会計決算討論

2014年度大阪市一般会計の決算認定に対する反対討論	井上ひろし	2015年12月17日	42
----------------------------	-------	-------------	----

公営・準公営決算討論

2014年度大阪市公営・準公営企業会計の決算認定に対する反対討論	せと 一正	2015年10月23日	45
----------------------------------	-------	-------------	----

議案・条例案等に対する討論

「大阪戦略調整会議の設置に関する条例案」に対する反対討論	せと 一正	2015年6月10日	48
「大阪府市港湾委員会設置に関する条例案」に対する反対討論	こはら孝志	2015年10月9日	49
「地下鉄・バスの民営化手続きに関する条例案」に対する反対討論	山中 智子	2015年10月23日	50
「堀江幼稚園廃止条例案」に対する反対討論	江川 繁	2016年1月15日	51
「府大・市大の統合計画」「民泊条例案」に対する反対討論	小川 陽太	2016年1月15日	52
「副首都推進局設置条例案」に反対する討論	せと 一正	2016年3月1日	54
「消費税10%への増税の中止を求める意見書」に対する賛成討論	井上ひろし	2016年3月1日	55
「教育長の任命」についての質疑（答弁含む）	井上ひろし	2016年3月28日	56
新教育長任命に反対する討論	せと 一正	2016年3月28日	60
「市立環境科学研究所と府立公衆衛生研究所の統合に関する条例案」に反対する討論	井上ひろし	2016年3月29日	61
「バス民営化基本方針案、経営健全化計画案」に対する反対討論	山中 智子	2016年3月29日	62

国民健康保険関連

「2015年度国保会計補正予算案の修正を求める動議」の提案説明	井上ひろし	2015年5月29日	64
---------------------------------	-------	------------	----

意見書・決議の目次

●代表質問・一般質問●

一般質問（市長答弁含む）

せと一正議員

（議員団事務局で編集）

2015年第3回定例会 2016年1月15日

●せと一正議員

私は日本共産党大阪市議員団を代表して、吉村市長に市政運営の基本方針等について質問をいたします。

大阪都構想は断念すべきではないか。

まず「都構想」についてお聞きをいたします。

昨年12月の施政方針の中で「『都構想』の修正を訴えて、今回の選挙結果を得た。今後3年以内に設計図案を完成させ、任期中に住民投票を実施する」こう考えているという事を明らかにされました。

しかしながら、朝日新聞12月24日付けの世論調査の「吉村大阪市長には、何に一番力を入れてほしいと思いますか」とこういう問いに対しての回答で1番多かったのは、景気・雇用対策の32%、次いで財政再建の20%であり、「大阪都構想」の実現は18%に過ぎないのであります。

つまり、今度の選挙で示された民意というのは、閉塞した大阪の経済を建て直して欲しい、こういう事だったのではないのでしょうか。

しかも、「都構想」は昨年5月17日の住民投票で決着がついた事ではありませんか。市長は住民投票の結果を重く受け止めるとこう言われております。であるならば、潔く「都構想」は断念すべきではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず景気、雇用対策、それから財政再建、これまで一般質疑でもございましたがそういった所に

積極的に取り組んでまいります。

加えまして昨年の選挙の話がありましたが、私以外の候補者はこの「都構想」、完全に終了させるという訴えをされておられました。私は修正する議論を続けさせて欲しいと、3年かけてこの案を修正する案をつくらせて欲しいという事を訴えておりました。今回の選挙結果を得たと思っております。

確かに前回の住民投票の結果、これを重く受け止めていますけれども、この選挙結果も踏まえてですね、市民のみなさん、それから各会派のみなさんと十分な議論をいたしまして、都構想の案をよりよいものにバージョンアップして、今後3年以内に新たな設計図案を完成させたいというふうに考えております。

そして私の任期中には修正された「都構想」の設計図案について住民投票を実施しまして、市民のみなさんに是非を問うてまいりたいと思っております。

●せと一正議員

吉村市長は前の選挙結果を受けて前に進めると答弁をされました。

しかし、府市両議会で否決されたものを強引な手法で住民投票に持ち込んだ上、膨大な税金をつぎ込んで作成した「都構想」の設計図が否決をされたわけであります。

橋下前市長は、住民投票の前にどう言っていたのか。「ラストチャンスだ」「住民投票は法定の投票であり最高の民主主義だ。だから敗れたら絶対に二度と持ち出さない」このように言って、また投票の結果を受けまして、「間違っていた」と言

われました。

住民投票の結果を重く受け止めると言うのであれば、大阪市を廃止するという制度いじりはやるべきだと申し上げておきます。

また今市長は、市長選挙の結果民意を得たとうおっしゃいました。けれども市長選挙は、「都構想」の是非に絞って争われたものではありません。

その一方で住民投票は、「都構想」を進めるか否か、賛成か反対かに絞って市民に民意を問うたものでありますから、民意の結果に従うのが民主主義だと、こう言うのであれば、「都構想」については住民投票の結果にこそ従うべきであります。これも申し添えておきます。

「二重行政」には具体的にどんな弊害があると考えているのか。

次の質問に移ります。

維新のみなさんは、府と市には二重行政がある。だから「都構想」が必要だと市民に宣伝をしました。こうした宣伝の影響で府と市の間にムダな二重行政があるかのように、言わば錯覚をしておられる市民のみなさんが少なからずおられることもこれは事実であります。また市長自身も所信表明の中で、長年にわたる府市の二重行政や二元行政の弊害、これが大阪の地盤沈下の一因であったとこう言っておられます。

我々は、ムダな二重行政はないとの立場でありますけれども、市長は、では具体的にどんな弊害があると考えているのか、改めてお聞きをいたします。

◆吉村洋文市長

まず、大阪は東京とある意味2つのエンジンで日本経済を牽引できる高いポテンシャルを有しているというふうに思っております。

しかしながらですね、これまで広域機能を持つ大阪府と大阪市がこの狭い府域の中で、産業振興や施設の整備などの面で、大阪トータルのこの視

点が十分でないまま、役割分担を明確にすることもなくそれぞれに施策を行ってきたため二元行政に陥り、二重行政を乱して、これが大阪の地盤沈下と東京への一極集中を招く一つの要因になってきたと私は考えております。

二重行政にどんな弊害があるのかという事ですけども、今この政令市と都道府県においてはですね、この二重行政をどうやって解消しようかというその知恵を絞っている、そんな時代にきております。

先日も静岡県ですね、静岡県版「都構想」というのを知事が出されたみたいですけども、それに限らずですね、横浜もそうです。手法は違うにしてもこの二重行政をどのように解消していこうかというのは、これは現在の課題です。ですので、これにどんな弊害がありますかというのは、私はもう既に時代が違っている、まさにその指摘自体が、認識が大きく異なるのではないのかなというふうにおもっております。それをしっかり解消して、この大阪がこの西日本のもう一つの大きな軸になるような、そんな大阪を目指していきたいというふうに思っております。

●せと一正議員

他都市でもそんな動きがあるとか、あるいはそのそういうことを持ち出すこと自体認識が違っていると、それは市長との認識は違います。

しかし、今私が質問した所の、具体的にどんな弊害があるのか、全くお答えになっておられないではありませんか。

病院であれ、図書館であれ、工業研究所であれ、その多くは大阪府が後から補完的に設置したものがほとんどであります。それらの利便施設は広く市民に利用されていて、市民の便益を大きくしているのでありまして、二重行政のそしりを受けるとは思いません。ましてや、これらが大阪の地盤沈下と東京の一極集中を招いた要因の一つだなどとするのは、それこそまったくのばずれな議論だと申し上げなければなりません。

また今市長は、主に二元行政の話がされたと思っております。しかし大阪市と大阪府がWTCとりんく

うタワービルの高さを競い合った結果、あんな無駄なビルが建ち大失敗して負の遺産となったと、これこそ二重行政の弊害だと維新のみなさんはよくおっしゃいます。

しかしこれは、大阪府も大阪市も両方とも、当時の国の民間活力論という誤った政策の言いなりになって巨大開発を競った結果であります。府と市が二つあったせいではありません。二元行政をなくして大阪都に権限を一本化するというけれども、もしその司令塔が、政策を過つならば、もっと大規模な失敗に落ち込み、もっと大きな負担を抱え込むことになると、こう申し上げておきます。

また今市長は、府と市の体制では、大阪全体を見渡した意思決定ができない等とも言われました。けれどもこれは、府と市で利害が相反するものは話し合いが付かない、付くはずがない、スピーディーな決定ができるはずがないというものでありまして、結局、理性的な話し合いで解決する事を否定する考え方だ、このように申し上げておきます。

そしてこの二重行政の解消を掲げて、これから3年かけて「都構想」の修正案をつくるとか、バージョンアップするなどと言っておられますけれども、特別区の区割りや数、区名を変えることはあっても、「都構想」である以上、大阪市を廃止して特別区に分割する、大阪市の政令市としての権限と財源を大阪府に取り上げる。この根幹部分は、変えようがありません。もう一度、膨大な予算と労力を費やして、修正設計図案をつくるなどという愚はやめるよう改めて申し上げてこの質問は終わります。

副首都大阪でツインエンジン化するというがどんな絵を描いているのか。

さて次に、副首都大阪についてお聞きをいたします。

市長は、東京一極集中を排してツインエンジンたる副首都大阪の推進に力を尽くす旨表明をし

て、年末に第一回の副首都推進本部の会合を開きました。しかしながら、副首都とはいったいどういうものなのか。いくつかの中央省庁をもってすることで事足りるのか、これによる経済効果はどの程度なのか。何一つ、12月の本部の会合では示されなかったと言われております。

そこでお聞きをしますけれども、市長自身は、副首都大阪によってツインエンジン化するという点で、いったい市長はどんな絵を描いておられるのでしょうか。

◆吉村洋文市長

まず、前提の問題意識としてですね、この都市間競争というのが今これから都市に求められ、そしてそれに勝ち抜く必要があると思います。

都市が豊かになっていく上ですね、この都市間競争にどうやって勝ち残っていくのか、それはその日本国内だけの話ではなくてですね、これは海を越えていくと思います。情報もすべて海をこえている状況の中で、そして教育についてもアジア、東南アジアでもレベルが上がってきている中で、この大阪という都市がどうやって成長していくのかというのをしっかり考えていく必要があると思っています。

国にいつまでも頼るんじゃなくてですね、この都市として国をしっかりと引っ張っていくというような、そういった大阪の将来像を目指さなければならないというふうに思っております。その中でこの大阪というのは、この現時点で非常に大きなポテンシャルがあって、この日本においてももう一つのツインエンジンになるような、そんな都市になるというように考えております。

でこの、そういった意味で、その大阪のポテンシャルを高めるためにこの副首都大阪というものについてですね、しっかりと有識者を交えて議論しようという事でありまして。これは今まで試みかなかった話です。そういった副首都大阪の中長期的なビジョンにとりくむ、そのために昨年の12月28日、府と共に副首都大阪推進本部これを設置しまして第一回目の会議を行いました。

この大阪のポテンシャルを生かしてですね、こ

のわが国の経済をしっかりと引っ張っていく。そして、非常時には首都機能のバックアップをはかっていく、広域的な大都市のインフラ整備、それから大規模災害に備えた防災力の強化、観光、モノ作り、様々な視点においてですね、この大阪が副首都にふさわしいあるべき姿、これ議論を始めたところでもあります。

今後ですね、この副首都推進会議において、今年の秋を目途にですね、この一定程度のとりまとめをしたいというふうに思っております。

●せと一正議員

市長の都市を成長させたいという気持ちはわかるという答弁でしたけれども、しかし、副首都についてはほとんどなにも説明が無かったのではないのでしょうか。全くはっきりいたしません。

ポテンシャルがあると言われますけれども、そもそも東京と並ぶ二つのエンジン。しかし、人口も経済機能も比較にできないほど規模が違うのに、まるで東京と並ぶことができるかのように言うことは、一面、市民の皆さんに幻想を抱かすものだと言わなければなりません。

副首都構想について市民はどう見ているのでしょうか。1月11日のある新聞の投書欄に載った声を紹介しておきます。「府知事が副首都大阪の確立を訴えている。府民としてはそんなものいらん、もっと大事なことがあるはずと言いたい。今の大阪にはそんな力はない。残念だけれど」中略致しますけれども、「全国で人口が増加しているのは東京を中心とした首都圏が多い。大阪は減少だ。だから副首都なんて考える暇があったら、知事は人を育てる、出て行った産業に代わる新しい仕事をつくる、東京とは違う新しい暮らしを創造することに専念して欲しい」こう言っておられます。ずいぶん「まっとうな」ご意見ではないでしょうか。

さらにもう一つ申し上げておけば、副首都推進本部のもう一つの狙いは、副首都というものに期待を抱かせつつ、「都構想」の議論を前に進めたい。そして、一連の施設の統合や民営化を進めたい、「都構想」を完成させたい、こういう事では

ないのか。この点も指摘をしておきます。

カジノは大阪経済にマイナスになるのではないか。

次の質問に移ります。

大阪経済をいかにして立て直すかについてであります。

吉村市長が施政方針で述べた成長戦略において、少し具体的なのは、インバウンドと言いますか外国人観光客を今以上に増やすために、統合型リゾート・IRをもってくるとか、なにわ筋線建設をするなどであります。特にカジノを核とするIRが観光客誘致の決め手であるかのように言っておられます。

しかしながら、シンガポールとマカオに加え、去年韓国済州島にも大きなカジノがオープンし、果たしてアジア諸国から夢洲に来るのかどうか甚だ疑問であります。

日本にカジノを建設する狙いは何かと言えば結局、1600兆円と言われる日本国内の家計資産・貯蓄であります。実はこれが大方の識者の見方があります。

現に、大阪商業大学にアミューズメント研究会というのがあります。この研究会は、大阪のカジノのターゲットにつままして、夢洲周辺60km圏内の日本人成人1550万人がいるけれども、その内で年間91万人がカジノに来て1人4万円つぎ込む、スッテしまうわけですね。こういう試算を明らかにしています。これは約4百億円程であります。

これでは大阪周辺の住民にギャンブル依存症をまき散らすということだけでなく、消費者が持っておられる資産がカジノに消えてなくなることになって、結果、大阪経済にプラスどころかマイナスになるのではありませんか。ご答弁下さい。

◆吉村洋文市長

統合型リゾート、IRについて少し誤解をされているようでございます。シンガポール型のです

ねIRについても一度検討いただきたいというふうに思っております。この民間主導、まさに民間主導による統合型リゾートの大阪への立地、これについては大阪、それから関西経済、その起爆剤になるというふうに思っております。

単にですね、カジノという施設に賛成か反対かというような議論で片付ける話ではないと思っております。その統合型リゾート、まさにですね、その大阪のこの経済といかにこの融合させていくのかという事、それからその統合型リゾートですから、MICEなどのビジネス客や国際的なエンターテインメント施設などの観光客も含めてですね、新たな需要の掘り起こし、そして大きな経済効果、雇用創出効果、これも期待できるものであります。

昨年7月に発表されました、オックスフォード・エコノミクスのレポートによっても、大阪にIRが開設された場合の経済効果は年間で8000億円、それから直接・間接の雇用の創出は、77500人、また例えばですね、食料品、清掃、施設メンテナンスなどの物品、サービスに関しての地元企業への発注は、年間1500億円というふうに試算されておまして、このIRの大阪への立地によって中小企業を含めた大阪経済の活性化にも資するというふうに考えております。

その一方でですね、カジノ開設に伴って、ギャンブル依存症が増えるといった懸念事項については、これはしっかりとセーフティネットの構築が重要な課題であるというように認識しておまして、本市としても情報収集に努めて国や府との連携しながらこれを検討進めていきたいというふうに考えております。

●せと一正議員

IRがカジノだけではなくて、周りに商業施設、会議室、国際会議室など様々なものを備えている、これは私も実は承知をしております、市長。しかし、どこのIRでもですね、カジノなしのIRなんてあり得ないんです。そして周りの施設というのはカジノの利用者が利用するとそういうことが想定されております。今、市長は、その他の集

客施設に人が集まる。あるいは、雇用を生む、雇用効果がある。周辺の地域の中小企業への発注もあるとかいろいろお答えになりました。しかし、私が質問をした、カジノに消えるお金、それが消費に回らないのではないかと、これに対するまともな答弁にはなっておらなかったのではないのでしょうか。私が言いたいのは、日本人消費者がカジノのターゲットにされるということでありまして。

もう一つ、アメリカの投資銀行CLSのレポートを紹介します。これは、ちょっと人を食ったような表題ですけど「天から円が降ってくる」というこういう表題でありまして、日本のカジノ合法化で年間400億ドルのカジノ市場が日本で生まれると、こうしているその根拠でありますけど、もっぱら日本のGDPの大きさであり、GDP比でギャンブル支出や遊興費の支出を計算し、あるいは現に巨大な規模を誇っているパチンコ市場の存在をあげております。

つまり、いくらカジノ以外の経済効果があると言っても、大局的に見ればそれ以上に失われるものが大きくて、大阪経済にとってはむしろマイナスになる、再度この点ではこう申し上げておきます。

統合型リゾートへのアクセス鉄道やなにわ筋線の建設などは、失敗した大型開発の政治ではないか。

さて、IRを夢洲に建設するには、鉄道アクセスとして、北ルートで言えば、JR桜島線延伸に1700億円。南ルート・地下鉄4号線の延伸で言えば540億円。この二つのルートだけでも都合2240億円であります。これはカジノのための膨大な投資であります。

また吉村市長は、なにわ筋線にも、梅田から閑空までたったの5分だけ短縮するために2000億円を超す巨費を投じる、これも着実に進めると施政方針で言われました。市長は今度の選挙で「過去に戻すのか、それとも前に進めるのか」とこう問うたと言われましたけれども、これらこそ、大

型公共投資を積み上げれば経済がよくなる式の過去の失敗した政治そのものではありませんでしょうか。

◆吉村洋文市長

大阪がこの東西二局の一つとしてですね、我が国の発展を牽引すると。世界の都市間競争に打ち勝つという為には、民間主導で国内外から人材だったり投資だったり、これを積極的に呼び込む都市をめざしていくことが大切と思っております。

うめきた、であったり、中之島などの都心部の再生、夢洲を始めとする臨海部の開発、民間の投資やノウハウを引き出して大阪の成長に資する開発の誘導に取り組んでいかなければならないと思っています。

そのためには、都心部と関西国際空港や国土軸、臨海部とのアクセス強化など、都市の骨格形成に資する交通基盤が必要であると考えております。

統合型リゾートへの鉄道アクセスについては、今後関連する国の制度設計の状況を見据える必要がありますが、基本的にはIR事業者に負担を求めるべきものであるというふうに考えております。

また、なにわ筋線は都心部の民間開発プロジェクトの促進につながるだけじゃなくて、急増するインバウンドのさらなる拡大が見込まれる中で、関西国際空港との時間短縮や定時性の確保、都市鉄道ネットワークの充実にも寄与するものでもありまして、早期整備を目指して取り組んでいきたいと思っております。

こうした交通基盤整備、これを着実に進めて民間投資を促進して、大阪の経済を活性化させる事によって、豊かな大阪の実現に努めていきたいというふうに思っております。

●せと一正議員

選挙で過去に戻すなどあれほど言っていたのに、過去への反省がまったく見られない答弁だったと言わなければなりません。

私は、これからは人口減少の時代、真の豊かさ

が求められる時代でありまして、大型開発一辺倒ではなくて、福祉や教育、暮らしの向上、それらに資する街づくりこそ、21世紀の大阪市に求められているのではないかと、こう申し上げておきます。

経済対策として大阪市は、国に正社員を増やすことや最賃引上げ等を求めるとともに、大阪市みずからは市民負担の軽減に努めるべきではないか。

さて、大型公共投資をいくら繰り返しても経済はよくなりません。大阪の経済をよくするには、第一に市民各層のフトコロをあたためて冷え込んだ個人消費の拡大をはかることが肝要であります。

今や非正規雇用の割合は4割、そして大阪市としては、正社員があたりまえの社会にするための労働法制の改正、最低賃金の大幅な引き上げ等、国に求めると共に、一方、大阪市自らとしては市民負担の軽減に努め、そして子どもからお年寄りまで誰もが安心して住み続けられる街をつくる、このことが今求められているではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず国においてですね、昨年6月に閣議決定されました、日本再興戦略において、非正規雇用労働者の正社員転換等をすすめる事というようにされておりまして、また経済財政諮問会議では、一億総活躍社会の実現を目指して最低賃金等の引き上げを通じた消費の喚起を行うといった方向性が示されておりまして、こうした国の動向を注視しながらですね、適時国への働きかけも行っていきたいと思っております。

また本市としても、この大阪経済が持続的な成長を遂げるためには、その担い手となるこの若い世代の生活基盤を安定させて、豊かな生活を営めるようにしていく事が重要であると認識しております。より多くの若者が安定した仕事について、

継続して就労出来る様に取り組んでいきたいと思っています。

これまでの政策の大きな方向としては、雇用の量を増やすというような方向がありましたが、この景気が徐々にですが上がっていく中で、これからはその雇用の質というかその継続性、安定性、そういったことも大切だろうというふうに思っておりますので、そういったことからこの正社員をしっかりと安定的に仕事に就けるように、そういった方向性で施策を進めて行きたいというふうに思っております。

●せと一正議員

今の答弁の中で少し不十分であった市民の負担の軽減について次にお聞きをいたします。

負担を増やし大阪経済も暮らしも悪くした橋下市政を改革と言えるのか。

今度の選挙で市長はじめ維新の皆さんは、維新政治の8年間で大阪の経済は確実に成長したとこう吹聴いたしました。ところが、大阪の経済の主な指標は何れも全国平均を超えて落ち込んでおります。「家計消費支出」は2007年を100として2012年は、全国平均マイナス4.3%であるのになんと大阪府はマイナス10%、「雇用者報酬」は全国がマイナス5.5%であるのに大阪はマイナス8.8%、「県民総生産」は全国がマイナス6.1%、大阪府はマイナス6.8%であります。これらは何れも内閣府や総務省が発表した数字であります。

外国人観光、旅行者は確かに増えてはおります。けれどもこれもですね、2014年の外国人延べ宿泊数は大阪620万人で東京1300万人。また、2011年からの伸び率で言えば、大阪は2.5倍。しかし、京都は3.41倍、奈良は2.8倍、和歌山2.8倍と比べ、つまり周辺の近畿府県より低いのが実態であります。

維新の府政・市政の下で、大阪の経済も府民の暮らしも、ともに全国以上にひどい落ち込みを呈しています。その上、この4年間を見ても「市政

改革プラン」を策定して、国民健康保険料や介護保険料の値上げ、新婚家賃補助制度の廃止、上下水道料金減免の廃止、敬老パスの有料化、市バス路線本数のカット、文化地域団体等への補助金カットと枚挙にいとまがない程、市民の暮らしを破壊し、3年間で469億円もの予算を削減して市民に負担を押し付けてきたのが橋下市政ではありませんか。

吉村市長はこの橋下改革を天まで持ち上げているけれども、大阪の経済も市民の暮らしも良くなっていません。つまりところ市民にとっては改革の名に値しないという事ではないでしょうか。

◆吉村洋文市長

まずこの大阪の経済ですけれども、経済の指標、例えばその有効求人倍率も述べておりますし、そこのポイントをどこに取るのかという事で変わってくるかと思っています。大きな意味でも、大阪の経済の動きによればですね、平成24年は足踏み状態というような評価でございしますが、平成27年は緩やかな回復基調が続いている、これ様々な指標を判断したうえでというふうになっております。

あのう、経済が確実にこれ上向いているとの楽観的な感じは持っておらずですね、大阪の経済をどうやって活性化していくかということは私もこの一般質問でもお答えしていますが、これをしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

それからそれと市政改革とは別の話でありまして、この市政改革については、前市長は本当にしっかり取り組んでこられたというふうに思っております。

まず、この前市長の下でですね、当初、今後10年間、約500億円の単年度の通常収支不足が見込まれるといった非常に厳しい財政状況から始まったわけですが、この前市長のマネジメントの下でこの政策の優先順位、これも明らかにしながら施策事業をゼロベースで点検・精査して、真に必要なサービスをしっかりと提供していくという考えで、他都市の水準に比べて過大になっているサー

ビスを見直すといったことも含めてですね、成果を意識した行財政運営、これ推進してこられたというように思っております。

そうした改革の取り組みで、通常収支不足の改善、それから市債残高の縮減、これは数字として着実に出ております。これは将来の世代、将来負担を減らしているという意味でこれ非常に大切な事だろうというふうに思っております。

ただ、現時点においてでもですね、まだその通常収支不足が当面200億円から300億円見込まれるという事からですね、今後もこれまでのこの改革を継承しながら、市民の安心・安全を支える、しっかりとした安定した財政基盤を構築して市民感覚をもって市政改革、これを推進していきたいというように思っております。

●せと一正議員

市長は、市政改革と大阪の経済は何か無関係のような事を言われました。

けれど、市民の負担が市政改革プランによって460億円近く増えたということは、結局、その分市民が一般の自らの生活のくらしの消費に回すお金が少なくなったということでありまして、これはやっぱり大阪の経済にマイナスの効果を与えたと言わなければならないということを申しあげておきます。

また、市長はよく限られた財源の中で現役世代への重点投資をしてきたと言われて、学校給食やクーラー設置、子どもの医療費助成拡大、こういったことなどをあげておられますのでこの際申しあげておきます。

これらは、何れも私たち日本共産党が早くから議会で要求し、また市民のみなさんが長年住民運動で要求し続けてきたものでありまして、そうしてこれらを求める世論が大きくなり無視できなくなって、橋下徹氏が実は市長になられるその前から、大阪市として順次拡大してきたものであります。

また、もう一つは橋下前市長で言えばですね、現役世代重視と言いながら、新婚さん家賃補助制度の廃止、保育料の軽減措置の改悪、市立幼稚園

保育料の大幅値上げ、公立幼稚園や保育所の廃止・統合などを行っております。これらは現役世代への重点投資どころか、負担を増やすものであります。

また、今市長は、厳しい財政状況であったことから他都市の水準に比べて過大な市民サービスを見直したというような意味のことを言われました。しかしそれは、他都市の低い水準に合わせるべきだという議論であって、そんなことでは大阪市の良さがなくなるではありませんか。財源で言えば、基金などを活用すれば、現役世代だけではなく、子どもさんから高齢者まですべての世代の市民サービスを拡充させることができるはずだ、こう申し上げておきます。

議会が二度否決した地下鉄・市バスの 民営化は白紙に戻すべきではないか。

さて、地下鉄・市バスの民営化についてお聞きをいたします。

市長は橋下市政でできなかったことについて、修正するところは修正して前に進めるとこうした上で、同時に市長と議会という二元代表制の下では議会の同意がない限り前に進めないといういたしましたして、議会とは是々非々の議論の中で一致点を見いだしていく考えである、こういった事を明らかにされております。

しかしそうであるならば、地下鉄・バスの民営化、大学の統合等について、これは早い段階で議論して次のステップに進めたいというのはおかしいではありませんか。

特に地下鉄・バスの民営化については、議会は5回の継続審議を経て2回にわたって否決をしております。まさにこれが二元代表制の下での議会の意思であります。

市長としてはこれを重く受け止めて、地下鉄・バスの民営化についてはいったん白紙に戻して一から議論をし直すべきではありませんか。お尋ねいたします。

◆吉村洋文市長

この地下鉄・バス事業の民営化についてはですね、これまで3年間に渡って議会において議論を重ねていただいていたところであると思っています。一定程度の議論は重なってきているのかなというふうに思っております。

また、昨年11月の選挙においてもですね、この地下鉄・バスの民営化について、これ白紙に戻すというような主要な候補者はいなかったと思っております。私自身はこの民営化について前向きに進めていきたい。そういった議論の流れになっているのかなというふうに思っております。

加えてですね、これまでのアンケート結果でも、市民、お客様の多くはこの民営化を支持されておられます。この廃止条例案の否決に際して指摘された課題を解決するというために、この議会の議論を尊重してですね、昨年10月には、いわゆる民営化の手続き条例が可決されたところでありまして、私も地下鉄の民営化はこの大阪の将来にとって必要な改革だろうというふうに思っていますので、これを不退転の覚悟で、このメリットの多い民営化、これを進めていきたいというふうに考えております。

●せと一正議員

市長は今、3年間議論してきた、議論が終了していると。そして去年の10月にいわゆる手続き条例が成立したことをもって前に進めたいとこう申されましたので、改めて申しあげておきます。

この手続き条例が議会で審議をされた9月の交通水道委員会で理事者はどう言っているのか、「手続き条例は民営化の意思決定をするものではありません」とこう明確に答弁をしております。議会は手続き条例を決めたからといって地下鉄・市バスを民営化するとの意思決定は一度もしておりません。手続き条例ができたから民営化を進めたいというのは、いわば議会の意思を否定するものだ、二代表制を否定するものだとこう申しあげておきます。

民営化ではなく、バスの路線・本数、8号線延伸、可動式ホーム柵全駅設置、南海トラフ対策など市民の懸念を解決することが先決ではないか。

さて、そもそもの地下鉄・市バスの民営化論ですが、やっぱり、地下鉄の乗客が減り続けて経営危機に陥るとされていた見通しが、今や3年連続で乗客は増えているし、しかも毎年300億円超、目標としていた経常利益率の15%を達成しております。つまり民営化しなければならない前提そのものが今崩れているのであります。

しかも民営化ありきということで、バスについては路線も本数も次々にカットされて、今元に戻してほしいとの市民の声が渦巻いているにもかかわらず、削られた今の路線が守られる何の保証もありません。

それに、全会一致で延伸決議をした地下鉄8号線は、民営化によっていったいどうなるのか、可動式ホーム柵の全駅設置や南海トラフ地震・津波対策など、安全安心の地下鉄づくりはどうなるのか等々多くの市民が危惧している事は全く解消しておりません。

民営化ありきで事を急ぐのではなくて、ここは市民や議会のあるところしっかりくみ取って、その懸念の解消に努めることこそ先決ではないでしょうか。お尋ねをいたします。

◆吉村洋文市長

ご指摘のバスのサービスの点であったり、8号線、それから可動式ホームでしたかね、について、これまで議会の議論においても様々焦点になってきたところであると思っています。

その交通局においては市民、あるいはそのお客様の民営化に対する不安を払拭するためにですね、丁寧な説明に努めて様々な施策に取り組んできているというのはご存じの通りかと思えます。国鉄をはじめとした他の民営化事例や平成23年度までの交通局の先ほどおっしゃった経営状況、また他の公営交通の受け入れ状況を見ますと、民営

化によってですね、さらに経営力を強化できるということは明らかだと思っていて、一層の施策の充実を図ることで市民、それからお客さんの期待に応えていくべきというふうに思っております。

●せと一正議員

今、市長は議会のそういう懸念があることは承知していると、そして、その懸念は民営化によって経営力をアップすることで解消できるというようなご答弁がありました。そしてその懸念の解消のために議会と対話を重ねていくと、こういうことだろうと思います。

しかし、私が申しあげたいのは、もし地下鉄を民営化するなら、この市民の足を守るといううえでは解消することができない大きな問題がありますよと。

つまり、地下鉄の民営化についてですが、完全民営化、すなわち株式を上場する、このことは地下鉄が完全に大阪市の手から離れることになりますし、いわば、地下鉄の利潤を機関投資家等に譲渡するということになりますので論外であります。

けれども同時に、100%大阪市が株式を握っている段階であったとしても、バスへの経営支援、これができなくなります。これは株式会社ですから、なかなかそういうことができなくなる、つまり市民の足が確保できなくなる、この点は解消できないんです。

だから私たちは、断固反対だということをあえて再度申し上げておきたいと思っております。

職員アンケート調査事件への大阪高裁判決を受け、最高裁への上告を断念したことについて、吉村市長の認識を問う。

●アンケート22問のうちの5問は憲法に違反するものであったと認めるか。

最後の質問は、橋下前市長が行った職員アンケート調査についての質問であります。

橋下前市長が、消防と教育委員会を除くすべての大阪市職員3万人に対して行ったアンケート調査について、12月16日に大阪高裁は、22問のうち5問は、憲法が保障する団結権、プライバシー権、政治活動の自由を侵害するものであったと認める判決を下しました。

これに対して橋下前市長は、任期の終わる前日の18日の記者会見で、最高裁には上告しないことを決定し、損害賠償金を受け入れることにしたと発表いたしました。

橋下前市長は、これまで議会では一貫して憲法違反ではないと繰り返し言ってこられましたけれども、高裁判決が出てようやく憲法違反だったということを認めざるを得なくなった、このことは重大であります。

そこで吉村市長にお聞きします。

1点目は、吉村市長自身、橋下前市長がおこなったこの職員アンケートの中の5項目、これは憲法に違反するものであったとあなた自身お認めになるのか。

2点目は、憲法99条、これは、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う、としております。あなたは大阪市長としてこの憲法99条の立場に立って、憲法を侵すこのような過ちを二度と繰り返さない、こう言明をされるのかどうか、2点明確にお答え下さい。

◆吉村洋文市長

まず、労使のアンケート調査については、この不適切な労使関係の実態解明を行うべく平成24年2月に本市第三者調査チームが本市職員を対象に実施したものであります。本アンケート調査に対して、職員及び本市の労働組合から、思想信条の自由、プライバシー権、政治活動の自由及び組合員としての団結権を侵害されたとして平成24年4月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

地裁判決に引き続き高裁判決においても本市の主張が認められず、本件アンケートの違法性が認められ、22問の質問項目の内5項目について職員等のプライバシー権、団結権、及び政治活動の自

由を侵害する違法な内容であったといえるという判断をされました。

私自身も元々この法律の世界の出身でございますので、この高等裁判所の判断というのは尊重したいというように思っております。前市長もですね、高裁判決を真摯に受けとめ上告しないという判断をして、判決結果を受け入れました。私も前市長の判断、これを尊重したいというように思っております。

今後、市長としてですね、健全な労使関係の構築に向けて、関係法令を遵守しながら取り組んでいきたいと思っております。

●せと一正議員

今、吉村市長からは、前市長は高裁判決を真摯に受けとめて上告しない判断をし、判決結果を受け入れたと、私としてもその判断を尊重したい、こういうふうに言われました。

●憲法99条に立って、このような過ちを二度と繰り返さないと言明するか。

では、お聞きをいたしますが、吉村市長もあのアンケートの調査項目については、憲法違反だったということを認めることになりますけれども、認めますか。

◆吉村洋文市長

私自身がその憲法の適合性を判断するという事ではなくてですね、私が申しあげたのはその高裁の憲法違憲性の判断をする裁判所がそういった判断をしたこと、それを尊重したいというふうに申しあげております。

憲法99条については、これ憲法尊重擁護義務、これ公務員に課せられているものでございますので、この場にいるすべての者が憲法を守らなければならないというのは当然であるというふうに思っております。

●せと一正議員

私は、吉村市長がなぜ、その高裁判決を、その橋下市長の、前市長のことを尊重するということは繰り返し言われるんだけれども、憲法違反だったということはなかなか自らの口では言われたい、とこういうことなんであります。

しかしですね、実は要するに、何をその受諾したのかということが大事でありまして、実は被害者が訴えているのは、単なる損害賠償ではなくて国家賠償法に基づく損害賠償、国家賠償法でありますから、国家権力や行政権力が侵す過ち、そして被害者はこれによって憲法で保障された団結権などですね、この権利が侵されたその被害を認めてほしいということを裁判所に訴えて、この裁判所が国家賠償法に基づく損害賠償を命じた、そしてこれを引き受けた、受諾したわけでありまして、これは市長が口になさらなくても憲法違反だということを受け入れざるを得なかった、これははっきりしているというふうに申しあげておきたいと思えます。

また、憲法99条について、これを守るのは当たり前だ。それはそうであります。

しかし、私が聞いたのはその憲法99条に基づいて憲法を守らなければならない前市長が過ちを侵したと。だからあなたはああいう過ちは絶対に侵さないと言えるのかということ聞いたわけでありまして、これについては、引き続き、吉村市長の姿勢を質していきたいというふうに思っております。

さて結びといたしまして、吉村市長におかれましては、歴史と伝統のある大阪市の市長として、270万市民、子どもからお年寄りまで誰もが安心して住み続けられる街づくりの推進にこれから尽力をされるよう、再度お願いをしたい。

なによりも、統治機構の改変ではなくて、施策の中身を市民本位に転換するべき事を強く求めておきたい。さらに、二代表制を根本に置いて市政を前に進められるよう求めて私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

代表質問（市長答弁含む）

山中 智子議員

（議員団事務局で編集）

2016年第1回定例会 2016年3月4日

●山中智子議員

私は日本共産党大阪市会議員団を代表して、2016年度予算案ならびに当面する施策について質問いたします。

大阪市廃止論議は、昨年5月17日の住民投票で決着をみた。今後は270万市民の負託に応えて、地方自治体本来の役割をしっかりと果たす、まっとうな市政運営に努めるべきではないか。

この4年間、橋下市政の下で、大阪市をなくす、なくさないに明け暮れ、基礎自治体本来の役割である、市民の暮らし、福祉の向上、南海トラフ巨大地震対策など、安全、安心のための議論をしようにも大阪市の存続さえ定かではないなかで、将来を見通した議論ができない、文字通り失われた4年間でした。

しかし、それも昨年5月17日の住民投票で、大阪市の廃止、分割にノーの判断が明確に示され、不毛な統治機構の議論は決着をみることができた、というのが多くの市民の皆さんの思いではないでしょうか。

市長、今後は270万市民の負託に応えて、歴史と伝統ある大阪市として、市民の福祉の増進、住みよい街づくりなどを最優先にした、まっとうな市政運営に努めるべきだと思いますがいかがですか。

◆吉村洋文市長

まず失われた4年間とおっしゃいますけれども、私はそういうふうに考えておりません。これまで

の大阪市政でできなかった様々なこと、あるいは、例えば、子どもの世代であったり教育世代であったり、現役世代といったところに投資をしていく、予算をしっかりとそちらに重点を傾けていくということ、そして、無駄な部分をしっかりと削除していくというふうなところについてはですね、本当に先の4年間で大きく市政は変わったというふうに思っております。そういった意味で非常に前市長のされた事というのは、私は高く評価しているというふうに思っております。

そういった意味で、前市長からの後継指名も受けまして、先の11月の選挙に挑んだわけでありまして。先の選挙においては、私自身は、非常に無名の候補者でありましたけれども、共産党さんも含めてですね、非常に強力な政党連合がですね一致団結してやる選挙のなかで行われた選挙でありました。

そういった中でですね、まさに先の選挙というのは、前市長の市政の評価という部分も大きくあったと思っております。そういった選挙を踏まえてですね、今私がここにいるということも考えながらですね、市政というのはやっていく必要があるだろうと、それはまさに先の11月の大阪市民の判断ということ踏まえたこの市政運営というのをしていかなければならないと思っております。

市政運営において、大阪市民の福祉だったり、教育だったり、そういった市民サービスのことがおっしゃいましたが、それは私自身も今回の予算において非常に重視し、まさにそこを充実させるためにどうしたらいいかというような観点からもこの予算編成を組んでおります。基礎自治体の長として、新年度に取り組むべきことそれをしっかりと定めているということです。

まず、「市政運営の基本方針」を本年2月に定

めました。この基本方針におきましてですね、具体的な取組みとして、「豊かな大阪をめざした政策推進」、「新たな価値を生み出す市政改革」、「新たな自治の仕組みの構築」という、この3つを大きな柱として、新年度予算にその具体的施策を反映させてっております。270万人市民の安心、安全、それから住民サービスの拡充ということをしっかり見据えてですね、この予算を組み立てておりますし、市政運営をして行きたいというふうに思っております。

●山中智子議員

失われた4年とは思っておられないというご答弁でしたけれども、たしかに一部の肝いり施策は突出をしたかもしれませんが、たくさんの市民のみなさん、270万市民のみなさんの思いが置き去りにされて、いつも不毛な争いと隣り合わせ、そういう意味では本当に不毛な4年だったというふうに思います。あの4年をそのように捉えておられて今後の市政運営をされるとすれば、同じことの繰り返しではないか、失われた8年になる。そう私は申し上げたいと思います。

府・市職員60人体制で副首都づくりを推進しようとしている。基礎自治体としての大阪市が最重要課題として取り組むことなのか。

そういうお立場で、今度は副首都だとおっしゃりはじめました。やっと大都市局がなくなったと思ったら、今度は、市長は、府と一体となって、府・市職員60人体制で新たに副首都推進局なるものを設置し、副首都づくりにまさに人もお金もつぎ込んで突き進もうとしています。

しかし、副首都といっても、首都自体、法律によるなんらの定めもありません。こういうなかで、副首都っていったいなんなのかということですか。いったいそういうものをつくる必要があるのか、つくるとすればどこにつくるのがよいのか、まさにこれは、すぐれて国政レベル、国会マター

の問題というべきことだと思います。

市民に一番身近で市民のために一生懸命がんばらなければならない基礎自治体である大阪市が、最重要課題として取り組むことではないのではないかと思います、市長いかがですか。

◆吉村洋文市長

まずこの大都市大阪の発展ということを考えたときに、この国の力を借りるとすることは一つなんですが、国任せにしているのはこの大阪というのはさらに地盤沈下していきたくらうと思っております。

これからはまさに都市の時代でありましてですね、この都市自体がどうすればさらに活力を見だしてけるのかということ自ら積極的に考える時代に突入しているというふうに思っております。

この副首都につきましてもですね、本年4月に設置します副首都推進局についてですが、これについては、住民の皆さんとの意見交換の事務を行う総務担当部であったり、副首都推進本部会議の運営を担う副首都企画推進担当部であったり、さらには、副首都にふさわしい行政機構のあり方を検討する制度企画担当部、そういったものを置いてですね、概ね60人の体制でこの大阪の副首都化の推進に向けた取組みを進めていきたいと思っております。

そういった副首都推進の取組みを進めていくことで、この府と市の、このいわゆる広域的な部分でのインフラの部分であったり、大きな災害に対する防災力の強化であったり、大阪のいわゆるその大きな経済政策、産業経済の活性化であったり、そういったところを考えていかなければいけないというふうに思っております。

大阪がですね、東京一極集中ではない、もう一つの極となるようなそんな大阪を目指していく、そして、大阪を成長させていくこと、それが最終的には医療や、教育、福祉、そういった市民サービス、住民サービスのさらなる充実につながるというふうに確信しておりますので、まさに、これは大都市大阪が取り組むべき課題の一つだろうと

いうふうには認識しております。

●山中智子議員

やっぱりこれは国政マターの問題で、国がどうも大阪がよさそうだから副首都を検討してほしいから、お金もつきますし、人もつきますから検討してくださいっていうのだったらまだしも、やっぱり貴重な基礎自治体の職員をこういうところに力振り向けるっていうのは、私はいかがなものかと思います。

**副首都のイメージすら明らかではない。
推進本部会議で好きなことを言っている
だけではないか。**

また、府と市の広域的な部分というふうにおっしゃいましたけれども、さんざんみなさんは、大阪市が広域的なことに手を出してきたから悪くなったんだけおっしゃっているじゃないですか。やれ、図書館作ったから悪い、大学つくったから、病院つくったから悪い、基礎自治体としてやってきたことを批判しておいて、こういうときには府と一緒に広域的なことに取り組むとおっしゃる。本当にご都合主義だと思いますね。

法律に定めはないとはいえ、一応、この国の首都は東京ということになるのであれば、それに対応するのは大阪府かもしれません。大阪市ではないですけれども。府が広域自治体なので、こういうことを手がけてみたいというのであれば、府にやらせてもらえば、あえていえば、勝手にやらせてもらえばいいのであって、大阪市が幹事団体になって、のめりこんでいく、こんなことは間違いだというふうに、副首都推進局という組織が議決されてしまった今でも私はそう思っています。

市長はいろいろおっしゃいましたけれども、いまだ副首都なるもの、イメージすら明らかではなくって、先日開かれた第2回の副首都推進本部会議でも、それぞれ好きなことをおっしゃっているだけだったのではありませんか。

◆吉村洋文市長

会議の全部を見ていただけたらわかると思うんですが、それぞれの知見を持たれた方がこの副首都に関して、それぞれ示唆に富んだ意見をしていただいているというように思っております。この副首都というのは、まさにこの大阪の成長ということ考えたときに、今から、新たな、ないものからしっかり作っていくということ。これ、生みの苦しみでもあるのかもしれませんが、そういった意味で、様々なこれこそ経済企画庁の元長官であったり、東京都知事を経験された方、あるいは専門的な、学術的な知見をもたれた方がですね、しっかりと今意見をしてくださっています。

この副首都推進本部においてですね、さまざま意見の取りまとめをしていくというのは今回の代表質問でも答弁させてもらっているところですが、議論の方向性の整理ということはしていきますけれども、様々な有識者から意見を聞くということは非常に重要だと思っております。

先日行われた2回目の会議では、経済界からもゲストスピーカーも来ていただきました。この東日本大震災を受けてですね、もう一つ、やはりこれはバックアップの観点から本社機能を置く必要があると、それを大阪に選んだと。じゃあ、なぜ大阪に選んだのかというような示唆に富んだ意見もいただきました。今後ですね、様々な、最終的にあるのはやはり大阪を成長させていきたいという思いでありますから、それに向かってですね、今後、副首都推進本部会議で議論を進めていきたいと思っています。

●山中智子議員

全部、副首都推進本部会議を取材された、ある新聞でこんなふうには書いていますね。思わず頭を抱えなくなったと、こういうところから始まって、大変失礼だと思うが、率直に言いたい。会場で紹介されたアイデアは大半が首を傾げたくなるものだった。大阪城で10万人による盆踊り大会を、大阪で若者が集うゲーム大会を、これは今い

われた前の東京都知事ですけれども、それから大阪の未利用地にお屋敷街を作り、金持ち外国人を誘致するなど、こういう発言を紹介されて、このまま的外れな放談に終始するならば、理想高き副首都の看板が泣くだろうと、こういうふうに断じて報道をしておられます。

こんなことの事務をつかさどるためなどに、60人の職員、そして来年度でもおそらく8億ほどになるだろう、こんな税金をつぎ込まれたら市民は浮かばれないというふうに申し上げておきます。

震災時などのバックアップ機能をもたせるなどという事が聞こえてくるが、大阪の震災対策が先決ではないか。

また、聞こえてくるなかには、震災時に首都のバックアップ機能を果たすなどというものもありますけれども、これもいかがなものかと思いません。東京が機能麻痺なんてことになれば目も当てられませんから、東京は東京でしっかり震災対策をしてもらわなければなりません。

同時に大阪も南海トラフ巨大地震が30年以内に7割から8割の確率で、また、将来は上町活断層の直下型地震も言われており、大阪は大阪の住民の命と財産を守る、さまざまな震災対策が先決なのではありませんか。

第一、この市役所本庁舎や咲洲の府庁が、果たして防災拠点となりうるのか、特に、咲洲の府庁舎は心配ですよ。府が考えるべきことですが、これらが先ずもって問われているではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず、防災のいわゆるバックアップ体制、東京で万一大きな災害が起こったときの日本軸におけるバックアップの体制と、それから、大阪あるいはその東京というそれぞれのエリアでそれぞれの震災対策をするという議論は、別の議論だということに思っております。

まずこの大阪において、市民、府民の安心・安全を守ると、まず、市民の安心・安全を守るのは当然、私の役割でありまして、府全体であれば、府知事の役割。で、府と市が重なっているようなところもありますので、これ府と市が一体になってやっっていこうというのは当然のこと。つまり、大阪に集う人たちの、市民の命と財産、生命を守るというのは非常に大きな仕事であるというふうに思っております。

そういった意味でですね、震災対策について、まさにこの南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて、地域防災計画を修正して、これに基づくアクションプランを策定しております。ハード・ソフト両面の取組みをいま着実に進めています。

引き続きですね、府市連携しながら、防潮堤の整備だったり、津波避難ビルの確保、大都市特有の課題であります帰宅困難者対策だったり、地下街等の浸水対策、大規模災害に備えた防災力の強化というのは進めておりますし、さらにこれを進めていきます。

それと同時にですね、当然、東京は東京で、関東圏は関東圏で震災対策を、最善の震災対策を、これは私が言うことではないですけれども、当然されているんだろうと思います。そこにすべての政治、経済、あらゆるものが集中しているということを見ると、もし、極めて大きな災害が起きたときに、日本全体の国土軸を考えたときには、やはり大阪というこの大都市がバックアップ機能をもつような、そんな大阪を考えるというのは、この大阪に住む人間としては当然のことだということに私は思っております。

●山中智子議員

まもなく東日本大震災から丸5年ですけれども、あのときに西日本で一番被害を受けたビル、それが咲洲の府庁舎ということになっている。こういう状態で、副首都だとかバックアップ機能だところではない。関東のほうからは、大体、震災時にバックアップを大阪がするなんてのはおこがましいという、そういう声も聞こえてきていますが、やっぱり、なによりもまず、そういう

ことに時間やお金やエネルギーをかけているのではなくて、市民の命と財産を守ることに全力を尽くすべきだと申し上げておきます。

いくつかの中央省庁をもってくるとの話もあるが、そんな事が可能なのか。また、大阪の経済にとってどれだけのプラスになるのか。

また、この副首都をめぐるのは、省庁横断的な公益庁とかいう新しい国の役所をつくらせて、大阪にもってあげればいいんだとか、あるいは、いくつかの省庁を大阪にもって来るとか色々言われているようですが、これも、どちらも雲をつかむような話で全くもって非現実的です。しかも、省庁の地方移転が国全体にとって果たして良いことなのか、文化庁や消費者庁の移転についても、いろいろ問題が指摘されています。

それに第一、大阪の経済にとってそういうことがどれだけプラスになるのかもわからない話ではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず、これまで以上にですね、東京一極集中を進めていこうという政治思想に立つのであればそれいいと思います。ただ、私自身はそう思っておりませんで、今回のこのあらゆるその中央省庁についてもですね、東京にすべて今集中していますが、そうである必要はないというふうに思っております。

今回の文化庁も京都に移転するというのは本当に素晴らしいことだと思います。ただ、そこは官僚としては国会対応が難しいとか、僕もともと国会議員でしたのでその空気はなんとなくわかりますけれども、ただ全体で考えたときには、やはりすべての官庁が東京にある必要は、私はないと思っております。

今、大阪ではまさに、この政府機関、さまざまな機関の移転の要請をしております。大きくは、特許庁と中小企業庁の誘致を提案、これは府にお

いてされているところですが、まさに大阪というのはこの大きな経済を支えているのは中小企業、ものづくり企業がまさに大阪の発展を支えてきたというふうに思っておりますので、そういった意味では、特許庁、あるいはその中小企業庁、そういったところがこの大阪に移転してくれば、さらにこの中小企業のものづくり産業の振興というのは間違いなく図られると思っております。

確かにこれは簡単ではない、難しい話だと思っております。国の国会議員の大臣が、本気にならなければなかなかこれは簡単にはいかないというのは承知しておりますが、だからといってこれはやめる、あきらめるということはあってはならないと思っております。

さらにですね、この中央集権というのをなくしていくということと、この大阪の経済を成長させていくという意味においてもですね、そういった誘致の努力をしていくべきだと思っております。そういった議論をする中でも、この大阪の成長をめざしていく、府と市がバラバラにやっていくというのは違うんじゃないのかなと思っております。

●山中智子議員

特許庁や中小企業庁が大阪に移転してきたら、そこに中小企業庁がきたら、大阪の中小企業が元気になる、ということなんではないでしょうか。

やっぱり、大阪の市民の懐が暖まって、みんなが安心してお金を使えるようになっていく、お金がまわり始めなければ中小企業なんて元気にならないと思うんですね。中小企業庁が大阪に来たらといって中小企業が元気になる、大阪の経済がよくなるか、本当に甚だ疑問です。

主眼は、都構想を再び俎上にのせること。膨大な税金を使って、またぞろ不毛な大阪市つぶしをするのか。

市長自身、このあたりのことは、第一回目の副首都推進本部会議の中で、こういう経済効果につ

いては質問もしておられたように記憶をしています。

ようするに、なんら市民にまともに語るべきイメージも理想像もなくって、ただただ、副首都という目新しい概念、言葉を持ち出して、なにかそれで経済がバラ色になるかのような幻想を抱かせようとしているに過ぎないというふうに思います。

結局それでもって、「副首都にふさわしい統治機構」こういうことを言い出して、この副首都を利用して、引き金にして、決着済みの大阪市廃止・解体、つまり都構想を再び俎上にのせようとしているにほかなりません。副首都推進局は、都構想推進局の仮の名だという声も聞こえてきています。

市長、膨大な大阪市民の税金を使って、またぞろ、不毛な大阪市つぶしをやるおつもりですか。

◆吉村洋文市長

大阪の成長ということ考えたときに、大阪の行政機構の議論をすること、これは非常に大切だろうと思っています。大阪維新の会が生まれる前から、大阪府と大阪市の二重行政というのは、これは問題視されてきたわけで、「府市合わせ」という言葉も大阪維新の会が生まれる前からあった言葉であります。それに対して真摯に耳を傾ける必要があると思うんですね。

で、5月17日、確かに都構想の住民投票は否決されました。これは本当に重いことだというふうに思っております。その5月17日の住民投票で否決されたという前提の中で、昨年11月の選挙においては、私自身は、この都構想について、この3年間でバージョンアップ、修正する案をつくらせて欲しいという訴えをしたわけでありまして。方や、都構想の議論は5月17日で終わっている、一切その議論は終了だと、完結させると、いう候補者とのまさに一騎打ちになったわけです。議員の所属する政党では、さよなら維新というプラカードを掲げて、僕もよくそれをずいぶん見かけましたけども、そういった中でですね、この修羅場をくぐってきたわけですね。そして、まさに市民

がそういった主張も踏まえたうえで、この選挙の投票一票を投じたというふうに認識しています。

ですので、大都市の制度のあり方の議論というのは、やはりこれはするべきだと思いますし、思考停止に陥ってはならないというふうに思っております。

●山中智子議員

5月17日の住民投票の結果は重く受け止めると言われながら、なんですか、W選挙のことを持ち出しておられましたけれども、もうこれは、一般質問でも我が党が申しあげましたように、市長選挙は都構想だけが争点ではありません。

都構想は、市民にとって百害あって一利なし。すでに明確ではないか。

もう、あれだけのことをやって、住民投票は終わったんだから、まさか二度とやらないだろうとたくさんの方が思っておられた、吉村市長に投票された方のなかにもそんなことは夢にも思わずに投票された方もおられたと思う。市長選挙は都構想だけが争点ではありません。都構想について言えば、そのみを問うた住民投票での結果が全てです。だって、みなさんラストチャンスだと、二度とやらないと、ノーサイドだと、どれだけ叫んだか、このこともお忘れになってはいけないというふうに思います。

修正案作りをなさるとか、バージョンアップをなさるとかいうふうにおっしゃって、市長自身、いま、各区の住民との対話というものにお出かけになっておられるようですけども、どのように取り繕おうとも、都構想のもつ根本的な欠陥をめぐり隠すことはできないというふうに思います。

長く続いた都構想の議論のなかで、はっきりとした都構想の持つ市民へのデメリット、根本的な欠陥、すなわち、大阪市が消えてなくなること、新たに法律を変えなければ都にはならないということ、特別区は財源、権限ともに、一般市に満たない半人前の自治体になるうえに、庁舎建設など

今以上にコスト増になって、市民サービスは悪くならざるを得ないこと、多数の一部事務組合を設けざるを得ないこと等々、市民にとって“百害あって一利なし”ということはすでに明白になっているではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず、先の選挙において示された民意において、都構想に賛成の民意が示されたとは一切私も思っていないです。ただですね、振り返って、あるいは、私自身が、その活動をしておりましてんと言えることは、まず、全てのテレビ局の選挙の討論番組が行われましたが、そこで全てのテレビ局がこの都構想についてどうするんだという議題をあげられました。そこで、私は先ほどのような主張をし、そして、もう一方で、都構想を完全に終了させるという主張がされたわけです。それは全テレビ局で行われました。それから全新聞紙でもですね、この新聞紙上討論会というのがありまして、そこでもそういった全ての新聞紙において、まさにそこは項目になりました。

まさに、選挙の争点において、メディア、市民の皆さんはそこに注目されたと思います。当然、それ以外にも敬老パスの問題であったり、あるいは公募の問題であったり、様々な討論をさせていただきましたが、一つ言えることは、その部分については全てのテレビ局、新聞紙についても共通していたということだったと思います。

そういったなかでですね、やはり市民の皆さんは大阪の大都市制度のあり方について、もう少し議論をすべきではないかと、私は訴えたのは、その修正案をつくらせてほしい、3年につくらせてほしいということについてもですね、私はそこについては、賛成の民意が示されたんだというふうに認識しております。都構想賛成という民意ではなかったと思いますが、そのところの民意は示されたと思っていますので、しっかりとですね、そこは議論を重ねることが大阪市民の負託に応えることになるのではないのかなというふうに思っております。

●山中智子議員

繰り返しますけれども、都構想について問うた住民投票は5月17日の住民投票、これが全てです。ラストチャンスだというふうに何度もおっしゃったこのことを忘れてはいけないと思います。

そして、いまご答弁をお願いしたのは、都構想は都構想である限り、どんなにバージョンアップしようが、修正をしようが、この市民にとって“百害あって一利なし”という、この本質は変わらないのではないかとということをお伺いしましたが、いかがですか。

◆吉村洋文市長

まず、考え方が大きく違うと思うんですが、百害あって一利なし、という考えが、もし私がもっていたとすればですね、先の選挙戦で訴えていません。百害あって一利なしとは思っておりません。

●山中智子議員

いずれにしてもね、あの住民投票、もう本当に膨大なお金と税金と時間とエネルギーを使い、そして市民の皆さんの中にも、もう混乱、不和、分断、こういうものを持ち込んでまで実施して、ようやく決着がついたことです。これを蒸し返すようなことは絶対になさるべきではないというふうに申し上げておきたいと思います。

特別区と総合区、次元の違うものを同列で論ずるのはナンセンスではないか。

ここへきて、この問題で、特別区か、総合区か、を問う住民投票を先に行うとか、こういうお話もありますけれども、これ意味がわかりません。

総合区は、大阪市のなかで、都市内分権、住民自治をいかに充実をさせるかという問題です。一方、特別区はまさに大阪市をなくしてバラバラにしてしまうという、統治機構の問題です。

まったく次元の違うものを比べるなどという話はナンセンスではないですか。

◆吉村洋文市長

まず、特別区、それから総合区にも、これからの議論ですが、共通して言えることは、今のこの大阪市の体制、そして大阪市にあるこの24区の体制が、果たしてこの大都市として適切なのかという問題認識については、私は共通しているというふうに思っております。

それから、この大都市大阪、これは大阪府との関係っていうのはなかなか切れなれないと思いますが、大都市大阪が成長していく上で、どういったものが都市のあるべき姿になるのかと。そして、それが最終的には、大阪市民の利益、やはり我々は市民から負託を受けてやっているわけですから、市民、この大阪の成長っていうことをどう考えるのかということの問題意識を持つということ、そして、その議論を進めていこうという意味では、次元の異なるものというものではないと思っています。

一方で、私自身は、まさにこの選挙戦においては特別区、都構想というのを主張させていただきました。

私に一票を投じた人からするとですね、いや、さらに言えばですね、何で総合区のことをお前が言うんだ、ということがあるかもわかりませんが、ただ一方で、大阪の大都市のあり方というのを考えたときにはですね、そういったもう一つの意見というものをしっかりと議論して進めていく、まさにその問題意識をもって、思考停止にならないということが大事だというふうに思っています。

私自身ですね、批判も受けているんですよ。何で、市長には都構想やってもらいたいと思って投票してんのに、なんで総合区の話をするんですかと。しかしながらですね、この大都市大阪がどうすればよい形になるかということの中で、私は考えていきたいと思っていますので、まさに、次元の違うものというものではない。むしろ、思考停止に陥るべきではないと考えています。

●山中智子議員

まさにですね、市長に都構想って言っていたのに、何で総合区を言うんですか、とおっしゃる方は、次元が違うってものだってことをわかっておられるからだと思うんですよ。

総合区というものは、大阪市を存続させるという前提のもとに、総合区を含めて、都市内分権どうしましょう。住民自治どうしましょう。そうやってじっくりと議論しながら、じゃあ、この住民自治はここまでにしようと思えば、やっぱり総合区のこういうふうになるのかなというふうに、中身の議論のなかで、中身から出発して、大阪市があるなかで、どうしていくのかというそういう問題です。

一方で、大阪市廃止・解体をめざす、その片方の手でやれる、同時並行で検討できるなんていうそんな生易しいものでは総合区だってないわけです。

いくらその場しのぎといっても、これが比べられるものだとか、住民投票で選んだらいいとかっていうのは、あんまりにもチグハグだっていうふうに申し上げておきたいと思います。

こういう形で、また終わったはずの大阪市をなくす、なくさないという話が持ち上がってくる、不毛なことが繰り返される、こんなことは絶対に許されないとします。

今や地下鉄は、300億円を越える利益をあげている超優良企業。なぜ民営化しなければならないのか。

あわせて、議会が否決をしたものを、何度でも繰り返し提案するなど、二代表制をないがしろにするようなことも平気で行われています。これでは民主主義は成り立たないと申しあげたいです。

たとえば、地下鉄・市バスの民営化は、2014年11月と2015年2月の2回も本会議で否決されているにもかかわらず、「民営化の方向性は理

解されている」などと勝手な解釈で、矢継ぎ早に民営化基本方針案を出されましたが、とんでもない事だと思えます。

第一、今や地下鉄は、ここ数年ずっと乗客も伸び、毎年300億円を越える黒字を出して、2014年度末には、現金・預金865億円、基金226億円など、正味資産3,700億円もの超優良企業ではないですか。

どうして今民営化しなければならないのですか。

◆吉村洋文市長

まず、地下鉄・バスの民営化について、この市民の皆さんが大きな反対の意向を示しているとはちょっと到底思えないですね。

これは、新聞紙上のアンケートだけではなくてですね、これ選挙においても当然、マニフェストに入れて訴えていることの、私自身も訴えましたし、相手の、激しくたたかった相手の候補の方も地下鉄・バスの民営化についてはですね、所有と経営の分離と、それから大阪市が100%所有する形で、これはやっぱり経営形態を考えなきゃいけないんじゃないかというご主張をされていたと思います。

完全に地下鉄・バス、民営化を絶対やめよ、と主張された方もいらっしゃると思いますし、その中で、先の選挙結果を受けてもですね、そこに大きな反対というのは、やはり違うんじゃないのかな。

で、議会で様々否決されてきたというのは、まさにその通りであります。だからこそ、じゃあ、どうすれば議会のご理解をいただけるのかと知恵を絞るのが市長の役割であって、そして行政の役割であろうと。

大阪市民全体がですね、民営化はこれ絶対バツだということであれば、そもそもこれはもう提案すること事態、控えるということになるんでしょうけど、議会の皆さんも問題はあるけれども、大きな方向性として、これ民営化というのは反対じゃないよ、というようなお考えだというふうに思っております。だから、課題を整理することが大切

だろうと思っています。

黒字のままで、なんで民営化しなきゃいけないんだということですけども、むしろですね、黒字である今だからこそ、私は民営化すべきだと思っております。赤字になって、完全赤字の事業体をですね、公営から切り離して、放り出そうと言うのは、僕は逆に無責任な発想なんじゃないのかなというふうに思っております。

例えば、国鉄を見てもですね、結果、あれ負債とか赤字要因を取り除いてから民営化の実施をしたわけでありまして。まさにそれは、鉄則ではないのかなというふうに思っております。

今、交通局自身はですね、かなり民営化めざして、身を削って、利益を生み出しているところ、知恵を絞って利益を生み出しているところでありまして。

現交通局長もですね、素晴らしい経営能力で、この交通局というのをしっかりと支えてこられたというふうに思っていますし、長い目で見たときには、この地下鉄・バスの民営化というのは、まさに今だからこそ取り組むべき事だというふうに思っています。

●山中智子議員

なんですか、国鉄のことを持ち出されましたけれども、国鉄があたかも成功したかのように言われますけれども、国鉄の分割・民営化で大きな利益を上げているのは、本州の三社だけですよね。北海道や四国は28年経っていまだに赤字のまんまですし、国鉄の借金は大半国民がしょい込むことになって、いまだに19兆円あるわけです。

そういうふうになったら困るから、地下鉄がいま黒字だから民営化できるんだっていうふうにおっしゃるけれども、地下鉄っていうのは、市民みんなの力で、あるいは乗客のみなさんの力で、そして税金で、営々と築いてきて、累積赤字を解消して、黒字になったわけですよね。これで、なんかまた、いつ赤字になるかわかんないから民営化したほうがいいというおっしゃり方とか、私はぜんぜん意味がわかりません。

とにかく、いま交通局はこれを民営化すること

によって、一般会計への貢献ができるとか、例えば固定資産税を大阪市に入れることができるとかいろいろ仰ってますけれども、私たちは、地下鉄は公営のままで、地方公営企業法18条2項に基づく一般会計出資金に対する納付金を入れればよいと考えています。

そうすれば、2014年度末までに、3,469億円の出資金を地下鉄は受け入れていますから、2%だとして69億円、2.5%だとして86億円、一般会計に貢献をしてもらうことができる。民営化など全く必要ないと思います。

また、黒字の今こそ、民営化だとか言って、その黒字の部分で不動産賃貸などをやるんだとこんなことも言っていますけれど、WTCのような失敗もあるし、先行きどうなるかわからない、そういうものに手を出して、むしろ利益を損ねかねないのが民営化プランだというふうに思っています。

で、アンケートをとると、みなさんだいたい民営化に賛成だという、そんなご答弁もありましたけれども、本当に市民の皆さんに必要なことが知らされたアンケートなのか。

この民営化されてしまったら市民の命や安全を守るという震災対策、可動式ホーム柵など、公営企業としてやらなければならないことがどうなるのか、こういうこと知らされないままのアンケートを材料にして、議会の判断も放ったらかしで、ドンドンドンドンすすめていく、こういうやり方は、私はやっぱり許されないとしますよ。もう一度ご答弁下さい。

◆吉村洋文市長

まず、民営化を誰のためにするのかということについて、根本ですけれども、役所が経営しなければならないことなのかということなんですよね。

まず、この民営化することで、当然、効率的な経営をすることができます。公営の制約もなくなると、経営の自由度が格段に上がると思います。そういうところで市民やお客さまのサービスの向上であったり、あるいはその多様な事業展開に基

づく沿線の地域の活性化であったり、あるいは、ひいてはですね、大阪の経済の成長に資するものであるというように思っております。

一番最初、かつて大阪市営地下鉄、なかなかこの大動脈に線を引くというときにですね、他の民間ではできなかった。そういう意味で、市民の足・安全を守るという意味では本当に大きな意味があったと思いますが、これだけ都市のインフラが成熟してくる中で、さらにこの大阪の成長というのを考えた時には、地下鉄・バスを民営化して、地下鉄がなくなるわけではありませんので、しっかりとその市民の足を守るというのは維持しつつですね、さらなる成長をめざしていくというのがあるべき姿なんじゃないのかなと思います。

そして、安全の点についてもご指摘ありましたが、これは交通事業の安全というのはもうこれは公営であろうが民営であろうが、当然、一番最初にしなければならないことであります。可動柵ホーム柵の設置、南海トラフ地震対策での安心・安全ですね、バリアフリー、地下対策というのは、これいまでも当然やっておりますし、この地下鉄として、民営化後も当然に継続して続けていくというのはこれ当然だと認識しています。

●山中智子議員

地下鉄がなくなるわけではないとおっしゃったけれども、まだ地下鉄は完成したわけではないですね。今里筋線の未着工部分など条例路線を残している部分たくさんある。これをどうしていくのかということも大きな問題です。

今里筋線の延伸に道筋をつけること、可動式ホーム柵の設置、南海トラフ震災対策が先決ではないか。

また、安全のことは、公営でも民間でもやっていくんだとおっしゃったけれども、その乗客増につながらない、利益増につながらない安全対策、例えば、可動式ホーム柵を本当に民間になってもやっていくのかどうか、これ全然わかりません。

全駅に可動式ホーム柵をつけようというふうに決まっていた大阪市交通局の方針が、民営化が前提とされたとともに消えてなくなってしまって、御堂筋線の二駅止まりで、あとの計画は全くない、というところを見ても、やっぱり安全対策どうなるのだろうというふうに思います。

最初は100%大阪市出資の株式会社だと言っても、いずれは民間に売り渡すというのが皆さんの描いておられる絵ですから、こんなことしているのかということです。

昭和8年以来、梅田・心齋橋間開業以来、都市計画の一環として、住みよい街づくりと市民の福祉増進を目的に築いてきた市民の貴重な財産です。

軽々に民営化、民営化ということではなくって、やっぱりまだ公営交通としての使命がある。市民に約束している今里筋線の延伸等に道筋をつけることや、可動式ホーム柵の設置、巨大地震への対策、こういうものが先決だというふうに思いますけれども、どうですか。

◆吉村洋文市長

先ほど、可動式ホーム柵であったり、その安全対策についてご答弁させていただきましたが、この交通インフラにおいて安全、確実にお客様を輸送するというのはまさに本筋であって、それが果たされていない企業は、いまや、今、民間においても様々なインフラ事業ありますけれども、民間においてもそこを最大の価値と置いているわけです。

まさにそういったことを重視するところに、その利益も生まれてくることになるかと思います。そこをおろそかにするというのは、民間であれ、あるいは公であれ、交通インフラの事業者では当然のことだと思います。民間になるとそこがおろそかになるという発想自体が、少し認識が違うのかなというふうに思っております。

それから、民営化してもですね、みなさんに様々なプランをお示ししておりますが、この議会との協議会であったり、様々なこの議会の意思が反映する仕組みを当然、提案しているわけでありまして。

それともう一つ、条例路線についてですが、これもこの大阪市の意向を受けて、しっかり連携するというのもこれしっかり表明しているところでもあります。安心・安全というのを胆にするというのは当然のことだと思いますし、これまできた経緯からしても、このプラン案のなかでも、大阪市が一定関与するというのもプランにあります。

大きくはやはり、これまで地下鉄・バスが果たしてきた、公営として果たしてきた役割は非常に大きなものがあったと思いますが、これからこの都市インフラということ考えた時には、民営化でさらなる成長をめざしていくというのが、最終的には市民や利用客の利益になるし、というふうに考えています。

●山中智子議員

安全は民間だってやりますよって口ではおっしゃるけれども、現実見てください。

これだけ可動式ホーム柵一生懸命につけているのが、この関西、西日本の鉄道でありますか。いったんは、とにかく全駅につけようとして、こういう方針を出したところはありません。それが民営化を前提にしたとたんに消えてしまった。これも事実だというふうに申しあげておきます。

また、条例路線については、私はそんな無責任な答弁では困ると思いますね。何よりも多くの市民が切望していますし、2010年10月には、維新の会の皆さんも含む全会一致で、議会は促進の決議を上げているわけです。やっぱり、責任を持たなければならない。

東京メトロも新線建設が終了したのちに民営化をしています。もうこれ放り出したまんまで、あとは運営会社が決めるでしょう、これでは無責任だというふうに申しあげておきます。

バスに至っては、もう公営ではできないという勝手な理屈をつけて、つぶしにかかっているとしか思えない、そういう事態です。

高齢化でバスの果たす役割がますます大きくなる中で、公営バスをつぶすなどあっていいのか。

20数年前、当時の市長や交通局長の方針でおこなった土地信託事業、オスカードリームですね、これの失敗を、今回これが出てきたために、たまたまバス車庫跡地だったというだけで280億円もの和解金を、払えるはずのないバスに押しつけ、文字通りの倒産状態に無理やり追い込もうとしているだけではないですか。

無謀な開発の失敗のせいで、市バスをつぶすなんて市民に顔向けできないと思います。今でさえ、バスの路線や便数は大幅にカットされて悲鳴が上がっているのに、民営化の基本方針案では、この減らされた路線を、概ね5年程度、維持するとしている。よくする気はさらさらないということですし、実際に維持される保証はどこにもありません。

高齢化が進み、バスの果たす役割がますます大きくなる中で、こんなことで市民の負託にこたえられるのでしょうか。お答えください。

◆吉村洋文市長

まず、大阪市も高齢化が進展しておりまして、このバスの果たす役割というのが大きいというふうに思っております。だからこそですね、このバスについても基本方針の中で色々あげているわけですね。本来であれば、先ほど議員も指摘ありましたように、バス事業というのはもう倒産状態です。これ単体で見ればですね、このバスは消滅というような状況でございますが、それではいけないというふうに思っております。

基本方針の中でですね、原則として現在の路線を維持するということが掲げております。民営化によって効率的な経営体制へ移行することで、さらにですね、公営以上のサービスを維持するということも考えたら、やはり、これは民営化を選択する必要があるかというふうに思っております。そういった中でですね、このバスの果たす役

割というのは私も大切だというふうには思っております。

●山中智子議員

バスの果たす役割は大切だというふうに思われるのであれば、なぜ、バスというものを、儲からなければもう消滅するべきものだと、こんなことおっしゃれるのかと、本当に冷たい答弁だと思います。

この間、交通局は、もう公営では無理だ、無理だと盛んに言い続けてきました。そこに、引き金になるように、オスカードリームの失敗があり、先ほども申しあげましたようにオール大阪で進めた土地信託事業なのに、バスに全部責任を覆いかぶせてもうこれをつぶしてしまうと、恐ろしいことが行われようとしています。

他都市では一般会計などの支援で立派に市営バスを運営している。一般会計や地下鉄からの支援こそ必要ではないか。

どの都市だって、そんなにバスが楽なわけじゃありません。バスの事情は何処も同じです。でも大事だからこそ、神戸でも、京都でも、名古屋でも、横浜でも、みんな立派に市営バスでやっているではないですか。

市民にとって必要な身近な足だからこそ、お荷物扱いをしないで、いろいろな支援策をとって、ちゃんと市営で運転をしています。

神戸や横浜などは、大阪市の市バスの運転手さんよりも、お給料も高いですけども、それでも立派にちゃんと運営をしています。

本市でも2010年には、一定のルールを設けて、一般会計や地下鉄会計からの繰り入れを行って、市バスを守っていこうというアクションプランをつくったはずですよ。

バスの果たすべき大事な役割に鑑み、コミュニティバスへの一般会計からの繰り入れや、2010年にはいったん決めた地下鉄からの支援こそ必要なのではないでしょうか。お答えください

い。

◆吉村洋文市長

まず、バスの現状ですが、この全国のバス路線を見てもですね、やはりその公営というのは漸減している状況です。その再建のために、この民営化を図るといふ例も見られています。最近では、この3月でしたかね、尼崎市営バスが阪神バスに事業を譲渡するというふうにされております。様々ですね、いろいろこのバスについては経営が非常に厳しいといふのはどこの自治体でも同じような状況だろうと思っております。

そういった中でですね、この大阪市の特性といふのを考えたときには、やはりこの大阪、地下鉄があり、そしてこのバスがあるわけです。で、地下鉄、今回のプランでも、地下鉄を民営化して、そしてそこの100%子会社としてこのバスを運営していく。

まさに地下鉄・バスを一体経営になってですね、このバスの維持をはかっていくと、そういった考え方があります。そういった意味でも、原則5年、このバスの路線を維持するということにもなりますし、今のこのサービスをさらに維持していくということであれば、やはりそこは、その地下鉄とバスが一体になってですね、経営をしていくということが必要だろうと思っております。

そして、言えることは、この大阪市が一切関与できないかのようなご意見なんですけども、そうじゃないんですね。これについても、協議会という制度をしっかりと設けていますので、そこは当然、バスを、バスについての議会の議論というものはあるんでしょうけれども、まさに、この足を残すと、高齢者のためのしっかりとしたバスを残すということと、一方で、どうしてもこれを赤字になってくる、つまり、これは財源がかかってくる分になりますので、そこをどれだけ、税を投入するというのは市民負担を求めるといふことですから、そこをどれだけ、減らしながらこのバスを維持するのかといふのも考えていかなければならない。そういったことだといふように思っています。

●山中智子議員

民営化したら地下鉄・バス一体で、バスを維持できる。公営のまんまでやればいいじゃないですか。

例えば、名古屋では、2014年度では37億円の補助金と、敬老バス分、64億円というふうにとずっと一般会計からの補助を行っています。名古屋の場合は、地下鉄もしんどいですから、一般会計から出していますけれども、大阪市には地下鉄というもう本当に優秀な兄弟がバスにはいます。

さっき、尼崎が事業譲渡したとおっしゃいましたけど、尼崎は優秀な地下鉄という兄弟いませんよね。

でも、毎年これだけ黒字を出して、いわば、黒字があり過ぎて、有り余るくらいというんでしょうかね。地下鉄を、ちょこちょこ車内を塗って見ましたとか言って、キンキラキンの地下鉄ができたのを見ると、お金が有り余っているのかなと思うわけですけど、それだけの地下鉄があるわけですから、まさに、まさにこの公営のままに一体のネットワークとして、地下鉄からの支援を行うとした2010年のアクションプランに立ち返って、市バスをつぶしてしまうのではなくって、むしろ、市民の皆さんが、バスがあるから安心してこの街でらせるな—とっていただける程度には、やっぱり、復活、充実をさせていくべきだといふふうに申しあげておきます。

水道は市民にとって不可欠のライフライン。管路の耐震化など安全・安心の水供給は公営でこそ可能なのではないか。

次ですけども、水道事業の民営化についても、昨年否決されているにも関わらず、ほとんど全く同じものがしゃあしゃあと提案されています。議会軽視も甚だしいと言わなくてはなりません。

民営化すれば、管路の耐震化がスピードアップされる、されると繰り返しますけれども、計画で

は、民営化後、30年間で2,200kmの管路の耐震化を進めるとのことです。

しかし今でも、この間がんばって年70kmにペースが上がっており、ほとんど差はないじゃありませんか。まるでまやかしだと言いたいと思いませんか。何よりも、市民に直接責任を負わない運営会社が、30年もの長きにわたって計画通り実行する何らの保証もないではありませんか。水道は市民にとって1日たりとも欠かすことのできないライフラインです。

安全・安心の水供給が第一、だからこそ、全国ほぼ100%の自治体が公営で行っている。これが当然なのではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず、水道事業については、地下鉄と少々異なります、上下の分離方式、施設についてはこの大阪市に残したままで、その運営権を移管するということでもあります。PFIを使って移管しようという案であります。

水道自身はですね、市民生活に1日たりとも欠かせない、欠かすことができない重要なライフラインである、これは当然であります。だからこそ、この事業の持続性なり、安定性なりというのを確保していかなければならないというふうに思っております。

今のこの大阪市の水道事業もですね、水需要が減少してきております。収益が現在下がり続けている一方であります。一方で、老朽化した管路の更新・耐震化が、これ喫緊の課題になっているということです。

ですので、この事業環境については、非常に樂觀できるような状況ではなくてですね、まさにこの最適なこの運営形態のあり方というのを模索していくべきだと思っております。

そういった意味で、今回のこのPFI、公共施設運営権制度の活用ですが、水道事業のまさに公共性については引き続き確保したうえで、運営については、民間のノウハウ、それを最大限取り入れる。そういった考え方。それによって、最終的に、市民の皆さんに新たな負担を求めることなく

ですね、管路の耐震化を推進するといった、まさにその水道の安心・安全の強化に努めていくことが目的であります。

これは別に大阪市だけが言っている話ではなくて、もはやこれは国の大きな方向性、施策としてもですね、こういった水道についてもPFIを使いながら新たな経営形態を模索すべきだという、まさに国がそういう意見、主導しているわけであります。

私自身も産業競争力会議にも出席して、様々な国の方に税制について負担が少なくなるよう要望していただきましたが、まさに国全体で考えた時にも、公営については国も問題意識を持ち、そして空港はなりましたけれども、この水道についても明確にこのPFIを使ったこの公共施設運営権制度、そういったものを促進してはどうかという意見であります。一步踏み出すという意味では、この大阪、非常に高い技術、能力もあります。だからこそですね、この大阪が、まずは率先して、こういった新たな形態をめざすというのは大切なことだと思っています。

根本にあるのは、もちろん市民のライフラインとしての公共性、これを維持しつつ、一方でその民間のノウハウを生かしながら市民負担をできるだけ減らす。そういったことの中で出てきた案であり、私もこれは最適な案だというふうに思っております。

●山中智子議員

恐ろしい話だと思いますね。

欧米諸国では、水道民営化して失敗して、その後、再公営化つまり、また元の公営に戻している、そういうことは周知の事実です。その数、なんと2000年から2015年の5年間で37カ国、235事業です。同じ轍を踏んではならないと申しあげておきます。

職員給与の水準は政令市の最低。職員の士気にもかかわるし、市民にとってもプラスにならない。給与の削減はやめるべきではないか。

とにかく、この間、市政改革の名による効率化のもと、民営化や外部委託、指定管理、こういうものを多用した人減らしなどが横行し、その結果、本市の施設や窓口で働く人達のなかに、派遣やアルバイト、任期付きといった不安定で低賃金の働き方が蔓延するような事態になっています。

しかし、先日、実質賃金が4年連続でマイナスとなっていることが発表され、それが消費低迷の要因であって、景気回復の足かせになっているということが問題とされるようになり、政府部内でも、同一労働同一賃金とか最低賃金の引き上げ等が取りざたされています。

給与カット競争では、社会全体はよくなるということをはっきりしてきたわけです。こういうなかで、本市職員の給与は、今や全国20の政令市のなかで、最も低い給与水準となっているのに、来年度もまた給与を減らそうとしています。

大阪の経済にとってもマイナスですし、職員の士気にもかかわることです。

給与の削減はやめるべきではありませんか。

◆吉村洋文市長

まず、本市の財政状況の認識ですけども、今後の財政収支概算においても、約200億円程度の単年度収支不足が見込まれるという非常に厳しい状況だと思っています。

そして、予算の編成の基本的な考え方ですが、将来世代に負担を先送りしないということがやはり大切だろうと思っています。そういった意味で、将来世代というのは、特に子ども達というのは1票を投じることができないわけですから、そういった子ども達のことと考えて、今の市政をやる必要もこれはあるんだろうというふうに思っております。

補填財源に依存することなく収入の範囲で予算

を組む、これを原則とするというのは、まだその目標には達してはいないですけども、それはやはり、原則として持ち続けるべきだと思っております。

それがまさに、財政徹底的に取り組むということだと思っております。本当に財政が潤沢であれば、職員の給与のカットをお願いするというのは、僕も普段、こうやって一緒にいろいろ接しているわけですから、そりゃやめるとい方がいいですよ、気持ちがいいですけども。ただ、この財政の状況を考えて時には、やはりそれは一定負担をお願いしなければならないと思っていますし、職員もいま、その厳しい財政状況のなかで、このカットの状況であります。市民にどうやったらいいサービスができるのかということで、様々な施策も考えてくれています。

職員の士気を上げるということのももちろん大切なことですが、いまの給与カットがあるから職員の士気が完全に下がっているということもまた違うのかなというように思っています。

そういったこともあってですね、まずは、厳しい認識もありますんで、私自身の市長報酬も40%を削減するというところから始めているというわけがあります。

ですので、この厳しい財政状況の認識というところが1つ大きな価値観の違いがあるのかもわかりません。将来世代に先送りしないというのがあるのかもしれませんが、私は、まだまだ楽観できる状況ではないというように思っています。その状況の中でも、どうすれば住民サービスを拡充できるのかということを一生涯懸命にいま、部局、職員に考えてもらっているところであります。

●山中智子議員

市長が給料を削られる、市長は報酬ですよ。市長が歳費を削られるということと、しかし、職員は生活給ですからね。家族抱えて、子どもが学校に行く、介護をする、子育てをする、生活給ですから、私は同じように論ずるべきではないと思います。

そして、財政の厳しさについては、後ほど質疑

をさせていただきますのでここではふれません。

しかし、確かに、大阪市の財政状況も潤沢だと私たちは思っておりませんが、ここまですることなのかと。

どんな状況になっているかと言えば、政令市の職員給料の高い順に、1位が川崎市、次いで名古屋市、3位横浜市、北九州市、静岡市、ずっときて、15位相模原市、16位熊本市、17位堺市、18位新潟市、19位浜松市、そして20位が大阪市、こういう状態です。大阪府内の中核市を見ても、東大阪市、枚方市、豊中市、高槻市、みんな本市よりずっと上です。財政がいよいよ厳しいという大阪府も、本市よりもずっと上なわけです。

先ほど市長は、市民サービスが大事だとおっしゃたけれども、市民のためにがんばったと、市民にまわったって言うんだったらまだわかりますけれども、この間、ごく一部の市長肝いりの施策を除けば、市民生活にかかわる施策は悪くなる一方ではないですか。

このお金どこへ消えたんですかって言いたいわけです。介護保険料はめっちゃめっちゃ上がった。市営住宅も減免制度の改悪で結果として値上げになった。新婚家賃補助制度もなくなった。固定資産税減免制度の改悪で街から銭湯が消えていく。地域への補助金もカット。枚挙にいとまがありません。

職員の給料削った、市民のサービスも悪くなった、何のための給与削減かということになるではありませんか。もう一度ご答弁ください。

◆吉村洋文市長

まず、市民サービスの点につきましても、先ほどおっしゃいましたが、一方で、現役世代への重点投資であったり増やしている部分もたくさんあるわけですね。

そして、大きなところで言うと、市の借金も大きく減らしていっています。前市長の時から今回に至っては、約850億円くらいでしたかね、借金を減らしていっています。

大阪市の借金っていうのは非常に高い水準にあるわけですね。僕の基本的な考え方としても、こ

の借金というのを増やさない、減らすというのがやっぱりこれは大事だというふうに思っております。まさにこの借金を増やすというのは、将来世代に負担を先送りするということですね。借金を減らしていかなければならない状況にまだまだあるということなんですね。

今、先ほどもおっしゃいましたが、そういった意味では、財政というのはまだまだ厳しいところがあると思っています。そういった認識がなければですね、職員の給与カットの継続のお願いとなんていうのはやらないわけです。私も、これ市長報酬というのは元々決まっているわけですから、下げるということはしません。

今のこの財政状況が厳しいという認識があるからこそ、皆がまんしてですね、そしてこの財政を立て直して、さらに市民サービスを拡充する方向で、しっかりと事業も無駄をなくすようなことも見極めながらやっていきたいと思いますというのが大きな方針であります。

●山中智子議員

何度も言いますけど、生活給ですからね。これで生活して行かなければいけない。

ですから、ここまでくると今、必要な人材が集まらないなど、市民に影響を及ぼすほどになっています。

保育士不足も深刻だ。保育所待機児を解消する気があるのか。

例えば、保育士不足をどうするおつもりなのかと伺いたいです。

公立保育所をどんどん乱暴に民営化をし続ける方針のもとで、基本的に新規の正規採用を行わず、任期付きやアルバイトでつないできた結果、公立保育所の保育士さんは4割が非正規という状況です。こういうなかで、任期付き保育士を募集しても人が集まらない。あるいは、本市をやめて、他都市に行かれる方も出るなど、保育士不足は毎年深刻です。昨年度は38人の保育士さんが

不足して、134人も公立保育所の定員を減らした。今年度は54人不足して、215人も減らしている。来年度も同様の状況だろうということである。

待機児解消がこれほど求められているときに、保育士がいないために、みすみす受け入れられる公立保育所の定員を減らすなど、あってはならない異常なことが起きています。

鳴りもの入りの5歳児の教育費無償もいいけれども、待機児童問題は、生活設計にかかわる切実な問題です。こんなことで良いのかと申しあげたい。

市長は、深刻さを増す待機児童問題、本当に解消する気がおありですか。

◆吉村洋文市長

この待機児問題というのは、非常に重要な問題であり、課題であるというふうに認識しております。保育所に入れたくても入れられないという生の声が私のところにもどんどん来ております。そういった意味で、この待機児童を解消するというのは、5歳児の教育費無償化、これは教育を重視するということをやりましたけれど、同じようにこの待機児童解消というのは非常に重要な問題だと、決して軽んじるということはありませんし、するつもりもありません。

まず、この待機児童の解消に向けてですけれども、本年度さらに、2,590人分の待機児童の入所枠の拡大をしています。これはこれまで、平成24年度から3年間で5,041人分の利用拡大できましたが、右肩上がりで増やしていつている状況です。

様々、小規模保育の、様々この待機児童対策に向けたですね、解消に向けたことは取り組んでいます。いま、よくニュースとかテレビで、待機児、1億総活躍社会に対して、どうなんだという、誰が出されたかわかりませんが、メールが出されて、国会でも取り上げられたんですけど、ああいった突き上げは、僕はどんどん国にやるべきだと思うんですね。ヤジで、誰がこれ匿名だとか、出典どこだとかいう自民党の国会議員が

いたようですけれども、私は、まさにああいった問題は、しっかりと国で取り上げられるべき課題だと思っています。

当然、大阪市、そういう認識ですので、大阪市における待機児も早期に解消していく、そういった認識ですすめていっております。この保育士についてですが、まず、この保育士確保のためにですね、一般職の任期付き保育士の処遇改善ということで、平成26年度には、まず給与の改定、上げる改定をやりました。そして、27年度には前歴加算であったり、勤務実績に応じた昇給、これも導入しております。平成28年には、正規の保育士の採用も行いました。いわゆる、委員ご指摘の運営定員についてはですね、地域ごとの入所申し込みの状況、これをしっかり精査して可能な限り待機児童に影響を与えないような見直しも行ってきました。

この待機児童の解消というのは、本当に、預けるお母さんからすると深刻な課題だというふうに思っておりますので、そこは私のこの施政方針の中でも全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。民間保育所の整備もしっかりとすすめていきます。

●山中智子議員

保育所に預けるのはお母さんだけではありません。お父さん、お母さん一緒にやっていくという、そういう認識に立っていただきたいとこれは申しあげておきます。

いろいろおっしゃいましたけれども、民間にはがんばってもらうけれども、大阪市は一体何をしているのか。この間、保育士の給料を本当に引き下げてしまって、他都市の保育士さんに比べたら、本当に安い。堺市と比べても、一般の保育士さんで4万円から5万円、毎月の給料が低いという状況のなかで、いろいろ手立てをとってもなかなか集まらない、そういう状況です。このところはやっぱり、大阪市としてきちんと責任を持つべきだということを申しあげておきます。

高すぎる国保料、1世帯年1万円の値下げを。

ともかく、この冷え込んだ大阪の経済を立て直すには、働く人の所得を増やすことを含めて、市民の懐をあたためることがもっとも求められています。

そのために、270万市民の暮らしに責任を負う大阪市として、市民の負担軽減、暮らし応援に努めるべきです。

ところが本予算では、高すぎて払えないとの悲鳴が上がっている国民健康保険料は、来年度1%とはいえ値上げとなっています。

国民健康保険会計はここ数年、単年度黒字となっていることでもあり、値上げはやめ、逆に思い切って、1世帯1万円の値下げをして、市民の暮らしを応援すべきです。

47億円あればできるわけですが、いかがでしょうか。

◆吉村洋文市長

まず、国民健康保険についてはですね、その事業運営を保険料と国庫の支出金でまかなうこと、これがまず原則であります。事業を安定して運営していくためには、被保険者にも、これは応分の負担をお願いすべきところだろうというように思っています。

一方でですね、加入者に高齢者の方であったり、低所得者の方が多いというのも事実であります。ですので、その原則ではどうしても保険料の負担が大きくなるという、そういった事実上もあります。ですので、本市の財政は厳しい状況の中でも、平成28年度の前案では約438億円もの市税を一般会計から繰り入れて負担の軽減に努めています。

国民健康保険料については、平成25年度から受益と負担の適正化を図るという観点から、収入に対する負担割合を、まさにこの大阪府内の市町村並にするように、取り組んでいるところです。国民健康保険事業会計の単年度の収支の改善につい

てですが、国からの交付金の精算であったり、単年度的な増収があったことによるものでありまして、こういった要素を除くと、なんとか収支均衡が図られているという状況です。

実際ですね、この国民健康保険事業会計は26年度末で、現実に123億円の累積赤字がある状況です。この累積赤字を先送りしてはいけないうと、厳しい状況であるというふうに認識しています。

●山中智子議員

市長はいま、子どもの貧困対策推進本部を立ち上げて、実態調査や課題整理をしようとしておられますけれども、もちろんこれも実効性あるものにしていただきたいと思っておりますけれども、現実には、もう目の前に待ったなしの状態があるわけです。

国保加入者の中にも、非正規や自営業などで子育て中の方たくさんおられます。先日もしんどい中、滞納したけれどもなんとか追いつこうと、毎月25,000円払っていたのに、本庁が勝手に児童手当を差し押さえた。こういうことも起きています。

しっかりと国保の皆さんの実態にも目を向けていただきたいと思っております。

敬老パスの50円負担はやめるべきではないか。

次に、敬老パスについてうかがいます。

長年苦勞された高齢者に、敬老の意を表するとともに、社会参加を支援し、福祉の増進をはかるためにつくられたものですが、2013年から3,000円負担となり、続いて、一昨年8月からは、乗るたびの50円負担が追加され、交付率も利用者も大きく減少して、制度の趣旨が生かされないような状況になっています。

特に50円負担となってからは、交付率は50%と落ち込み、利用率もそれまでと比べ、バスで26.5%減った、地下鉄で19.3%も減った。

3,000円は仕方ないとしても、乗るごとに50

円は本当に辛い。外出をやめたり、減らしている。こういう声をしょっちゅうお聞きをいたします。

市長、制度の趣旨からしても、この声に応えるべきではないでしょうか。

◆吉村洋文市長

まず、敬老パスですけれども、その地下鉄やバスを利用するという意味で、そのサービスを受けるという点であればですね、一定程度の、やはり負担をお願いしなければならないと思います。一定、負担しないという方は、片方で、誰かが負担するということになるわけ、その利用分を誰かが負担するということになるわけです。

この制度設計の中身を見るとですね、まさに高齢者、一律の高齢者の方の負担を現役世代が負っているというのが、これまでの敬老バスの制度でした。

そういった中で、やはり一部負担をお願いすべきだということで50円の負担が導入されたわけです。小学生でも半額の負担をお願いしている。でするので、50円の負担をお願いしますということで、これまでの議論、議会の議論も踏まえて、されてきていると思っています。

ここは、先の選挙戦でも大きな争点になりました。私もこの負担をなくすというのは、選挙では言いやすいですけど、負担をお願いしますということをお訴えしました。

この敬老パスの制度については、多くの高齢者の方が利用されているということもある中でですね、このパス自体の制度、これは今もあります。財政も投入しております。

お金のある高齢者の方は、お金を一定払ってですね、50円を払って、この敬老パス、運賃の利用をしていただきたいというふうに思っております。

一部のご負担をお願いしてですね、その上で、市税も投入しながら、この制度を維持していきたいというふうに思っております。

●山中智子議員

3,000円負担をしているじゃありませんか。1回ごとの50円は辛いと申しあげてるんです。

これをなくすためには、私たち試算して見ましたけれど、この50円廃止だったら20億円くらいの負担になるだろうというふうに思います。5歳児の教育費無償に25億円。どちらが大事かということではありませんけれども、そちらは無償にします。でも、敬老パスのほうは負担をしてください。3,000円プラス毎回50円負担していただくと、これは本当に冷たい答弁だと思います。

住吉市民病院の代替機能を南港病院にもたせることを約束できるのか。

次に、住吉市民病院についてうかがいます。

7万人の署名など存続を願う声が上がりに続けるなか、住吉市民病院は2013年3月に廃止が決まりました。その際、住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続と南部医療圏の小児・周産期医療充実のための民間病院誘致に本市が責任をもつことを求める付帯決議を議決したことは市長もご存じだと思います。

ところが実際、誘致が決められた南港病院は、これまで小児科をもたず、医師の確保、小児医療の継続ができるのかという不安が広がりました。

だからこそ、南港病院誘致を含む病院再編計画が、府の医療審議会等で圧倒的多数の反対により異例の不同意となりました。

にもかかわらず、松井知事がその反対を押し切って、厚生労働省に同意を求め、厚労省は「医療審議会不同意となったものを同意申請されたのは初めてだ」と困惑しながらも、先月29日、同意するとの決定をいたしました。地方の医療に一大汚点を残す前代未聞の結果となりました。

市長はこれを受けて、母子医療センターの建設などを推進しようとしておられますが、これで本当に、市会の付帯決議が守られるとお思いなのでしょうか。

繰り返しますが、付帯決議は、住吉市民病院が担っている産科・小児科の機能存続です。

市長、南港病院に住吉市民病院の代替機能を本当にもたせると約束できますか。

◆吉村洋文市長

まず、今回のこの病院再編計画の国への申請にあたっては、反対の意見があるということも付したうえで、それぞれの意見を付して厚労大臣に判断をお願いしたというところであります。

まさにこの住吉市民病院廃止後の南部医療圏において、府市共同住吉母子医療センターが整備されるわけです。ここでハイリスク出産、分娩が行われる。それに対応できる程の医療、そして小児救急、これが、この充実が図られるわけでありませう。新生児の集中治療室も増加するというような状況。つまり、本当にハイリスクで対応できないというようなところについてもしっかりと、これはまさに、これから出産を迎えようとするお母さん、それからそれを支えるお父さん、それからまさに生まれてくる子どものためにもです、この医療圏の充実がはかられるというふうに思っております。

この住吉母子医療センターと、それから住吉市民病院跡地にくる民間病院、これが一体となっております、この小児・周産期のまさにその医療充実がはかられるという計画であります。

だからこそ、厚生労働大臣も国として、この再編計画に認可したんだというふうに思っております。今後その二つの病院で、それぞれ役割分担を行いながら、現在、住吉市民病院が果たしている医療の機能の維持確保ということ、その充実を一層はかっていきたいというふうに考えております。

●山中智子議員

私は、住吉市民病院廃止がやっぱり間違いだと必ず言う日がくると思っています。

撤回して、現地建て替えをすべきだと申しあげておきます。

夢洲へのIRの誘致は、膨大な税金投入となるのではないか。

最後に財産運営についてうかがいます。

口を開けば、先ほどからも厳しい、厳しいというふうにおっしゃいます。選択と集中だというふうにおっしゃいます。

しかし、今日の財政の厳しさは、市民の責任では決してなく、WTCなど、過去の無駄な大型開発の失敗のツケにほかなりません。そのことをはっきりさせる必要があると思います。

ところが、市長は口では過去の大型開発を批判しながら、一方では、夢洲の埋め立て途上の200haを舞台に、カジノを核とするIRの誘致など、文字通りの巨大開発に市民の税金をつぎ込もうとしています。

来年度は、6,400万円の調査費が計上されていますし、IRを想定して、夢洲・舞洲間にもう1本橋を架けるとか、新しい鉄道をつくるのか、もうとにかく、好き勝手なことが言われています。

いずれにしても、膨大な税金投入となるのは避けられないと思いますけれども、いかがでしょうか。

◆吉村洋文市長

まず、この夢洲にある、まさに今、埋め立てしているところではありますが、その夢洲のエリアは、この大阪の経済の成長、発展という意味では大きなポテンシャルがある、まさにそういったエリアだと思っております。関空からも60分圏内で行けて、そして島として離れているということ。そして都心部に近い。近くにはUSJにもある。様々なこの湾岸エリアの成長、そして大阪全体の成長にもつながる。そういった可能性のあるエリアだというふうに思っております。

議員が、IRというご指摘ですが、このIRを進めていく上ですが、これはまさに、その資金としては、これ民間事業ですから、民間に投資をしていただくということになります。

必要になります鉄道とか道路、そういった基盤

整備についても、これ基本的には民間事業者に負担を求めるべきもの、そういうふうを考えております。

何もせずに放っておくような夢洲、場所ではないと思っております。

大阪の成長のために、様々なこの街づくりの活用ということを考えてまいりたいと思っております。

●山中智子議員

民間にさせていただくとおっしゃいますけれども、膨大な交通インフラや夢洲の基盤整備など、公共の負担なしにできるはずがないだろうというふうに思います。

あわせて、その民間資金を導入する、民間にしろまらうと言って、IR、カジノ業者に負担をさせるというわけですが、結局、そのお金というのは、大阪周辺の一般市民など、カジノに行った人達が、カジノですっていただく、巻き上げるカジノの利益、テラ銭の類いではありませんか。

ギャンブル依存症をまき散らし、大阪の経済にプラスにならない、まさに、無駄な巨大開発はやめるべきだと申しあげておきます。

梅田―関空間、たった5分短縮するだけなのに、2,000億円もの費用を要する、なにわ筋線も市長はやりたい、やりたいとおっしゃいますが、これも同様です。

大阪市民にとっては、全くの通過交通であり、基礎自治体の取り組むことではありません。こんな所に投ずるお金があれば、これまで申しあげてきた市民の切実な願いに応えるべきです。

公債償還基金なども活用して、市民の切実な願いに応えるべきではないか。

同時に、本市の財政は、言われてきたほど深刻ではないということです。

この間、決算をすると、いつのまにか黒字になって、取り崩す予定の財政調整基金も、逆に積み増しするような状況が続きました。

その上、これまで財政を圧迫してきた、あべの再開発などの借金返しである、公債償還基金なども、ここ毎年200億円ほどだったものが、2023年度には77億円と大きく減ることになります。トータルの公債償還も来年度をピークに減り続け、2023年度はピーク時に比べ、680億円も少なくてすむようになるわけです。

一方、借金返済のために積み立てている公債償還基金残高は、今年度末見込みが4,700億円のところ、2023年度は6,400億円にも増える見通しです。

このごくごく一部を活用するならば、市政改革プランでカットした、敬老パス制度などを、来年度から元に戻すことは十分できるじゃありませんか。

市民のためにそうすべきではありませんか。お答えください。

◆吉村洋文市長

まず、公債償還基金はですね、目的なく貯金をしているようなものではなくて、市債の償還のために必要なしっかりとした計算をしたうえで積み立てている、まさに積立金であります。

大阪府においてもですね、太田知事のときでしたでしょうか。この借金を返済するための基金を取り崩すという禁じ手をやって、橋下知事、松井知事のもとでその復元に努めていますが、それは未だにその重しというか、それが続いている状態であります。これまでの大阪府、大阪市においても、その関係でいくとですね、大阪市もその状況がしんどい時に、公債償還基金、これを取り崩すかどうかという議論もあったのかも知れませんが、それを大阪市はしてこなかったというのは、正しい判断だったろうと思っております。

そういった意味でですね、この時点においても、この公債償還基金、まさに市債償還のために必要な償還基金、これ積立金ですから、それを切り崩すということはするべきではないと思っております。まさに取り崩しをするということは、財源の先食いをするということですから、将来世代に負担を先送りするということにつながります。

将来世代にできる限り負担を先送りしないというのが私の市政運営の基本的な考え方ですので、公債償還基金に手を付けるということはするべきではないというふうに考えています。

●山中智子議員

将来世代に先送りさせない、しないと言っても、この厳しさは巨大開発のせいですよ。

今生きている人達のせいじゃありませんよ。公債償還基金の一部を取り崩して、そのまま使ってしまえと申しあげているわけではありません。申しあげたように、アベノ再開発などの借金返済がガタッと減るころから、また徐々に、ちゃんと元に戻していけばいいと言っているんです。大阪府と同じにさせていただきたくありません。

つまり、今後、5年、10年と見通した時に、申しあげたように、借金返済は減っていく、にもかかわらず、返済のための貯金は増え続けていく。そういう仕組みになっているわけです。ですから、今後、90年代のような、でたらめで無駄な開発さえしなければ、財政運営でも明るい見通しをもつことができるということになったわけです。

大阪市の本来の仕事である市民の暮らし応援のためにこそ、市民の税金を使うべきだと重ねて申しあげ質問を終わります。

● 予算関連 ●

「カジノ(統合型リゾートIR)、うめきた2期開発関連に関する補正予算案」に対する反対討論

小川陽太議員

(議事録より抜粋)

2015年第2回定例会 (2015年6月10日)

私は、日本共産党大阪市会議員団を代表して、議案第178号、大阪市一般会計補正予算案に反対の討論を行います。

今回の補正予算は、カジノを含む統合型リゾート(IR)の夢洲誘致を目的とした調査検討費と、うめきた2期開発の債務負担行為の額を定めています。いずれの内容も市民の願いとはほど遠く、見直すべきものだと考えます。

以下、具体的に申し上げます。

カジノを含む統合型リゾート(IR)誘致のための調査検討費7,600万円についてです。

今回の補正予算は、ことし3月の議会で修正削除したものと同一のものです。提案の理由として国会での法案の上程を言いますが、4月の時事通信の世論調査でも、カジノ解禁に反対が62%と多数を占めており、国会でIR法案成立の見通しは全く立っていません。ましてや、IR誘致を目玉としていたいわゆる都構想が住民投票で否決された、その直後の5月議会にIR誘致予算を再提案するなど、市民の理解を到底得られるものではなく、また、予算修正した議会の判断を余りにも軽んじる姿勢だと言わなければなりません。

カジノを含むIR誘致に向け、府、市、経済界合同で夢洲まちづくり構想(案)の中間取りまとめを行い、その中で、夢洲へのアクセスの検討が進められています。鉄道アクセス、北ルート2案と南ルート1案の3案で、北ルートの一つはJRゆめ咲線の延伸で1,700億円、もう一つが京阪中之島線の延伸で3,500億円、南ルートの地下鉄4号線の延伸が540億円のほか、夢洲、舞洲に新た

な橋をかけるなどの道路アクセス、関空などからの海上シャトル便の海上アクセスなど、大規模なインフラ整備のメニューが並んでいます。法案では民間投資を基本とされていますが、夢洲まちづくり構想(案)中間とりまとめの中では、整備内容、整備時期や費用負担については関係者との協議の上となっており、民間事業者がどれくらい負担するかなどは全く決まっておらず、建設費7,000億円から1兆円と言われるうち、大半を占めるインフラ整備などは公による多額の税金投入となることは避けられないと思います。

また、先日、新聞で、アメリカは既に施設過剰で飽和状態、カジノ閉鎖が相次いでいる。世界最大のカジノ市場であるマカオも、中国の経済成長の減速などが原因で衰退していると報じられているように、カジノ誘致が経済的にバラ色のものではなくなっているのです。私が都市経済委員会で大阪市の過去のベイエリア開発の失敗について尋ねた際、事業計画全般にわたる見通しの甘さから厳しい事業状態に陥ったものと答弁したにもかかわらず、何が何でもカジノ誘致を進めていくというのは、希望的観測による全く甘い見通しであり、またぞろ無駄な大型開発を繰り返すことになります。

そもそも、カジノは賭博であり、賭博で経済成長など市民は求めています。何より、ギャンブル依存症による社会問題が一層深刻さを増すことになるのです。2013年度の厚労省の調査では、日本はギャンブル依存症の有病者は成人全体の4.8%、536万人と推計され、アメリカ1.58%、フラ

ンス1.24%、カナダ0.9%などと比較しても断トツです。シンガポールや韓国でも、幾ら対策を講じてもギャンブル依存症はふえ続け、深刻な社会問題となっているのです。IRの立地によって得られる経済効果よりも、はるかに大きな損失がもたらされることは必至です。IR誘致はきっぱり断念すべきだと申し上げます。

なお、修正案につきましても、指摘した問題の本質が変わるものではなく、反対であると申し上げます。

続いて、うめきた2期区域開発の債務負担行為について申し上げます。

「うめきた2期区域まちづくりの方針」では、開発区域16ヘクタール中8ヘクタールを緑の空間として開発していくとされています。今回、その8ヘクタールのうち4.4ヘクタールのみを大阪市が都市公園として整備し、残りの空間は民間開発業者に任せる計画で、屋上緑化など建物と一体の緑を想定しており、地上の都市公園にはならな

いとのことです。うめきた2期区域まちづくりの目標として世界水準の都市空間を持つ国際都市に引き上げるなどのうたい文句に比べ、実際のスケールが小さく、結局、開発事業者、土地所有者の利益を優先させた案だと言わざるを得ません。

また、防災の観点からも、大震災を想定すれば、これまでうめきたは広域避難場所として避難可能人数20万人を想定していたものが、平成26年度大阪市地域防災計画では避難可能人数が4万4,000人となっています。昼間人口38万人の梅田かいわいでできるだけ大規模な避難場所を整備することは、災害に強く、命を守るまちづくりにつながります。府市の連携を発揮して、大阪市が都市公園を思い切って整備することこそ市民の理解を得られるものではないでしょうか。50年、100年先を見据え、8ヘクタール全てを地上の公園にすべきだと申し上げます。

以上、補正予算に反対する討論といたします。

「マイナンバー制度導入に関連する補正予算案」に対する反対討論

せと一正議員

(議事録より抜粋)

2015年第3回定例会 (2015年10月9日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、議案第205号、平成27年度大阪市一般会計補正予算案及び関連する条例案に反対する討論を行います。

反対理由は、補正する予算のうち13億7,967万円がマイナンバー制度導入に伴って通知カードや個人カードを交付するためのものであり、4つの条例案もマイナンバー制度を実施に移すためのものだからであります。

マイナンバー制度の法律は、この10月5日に施行されました。私が財政総務委員会で、市民の大切な情報がきちんと守られるのか、大阪市として

情報漏えいが絶対にないと言い切れるのかとただしたところ、高いセキュリティーレベルを保てるよう国が整備を進めている。人的なセキュリティー対策もとって、不正な操作の抑制に努めるなどの答弁がありました。

しかし、国会では、我が党の参議院議員が情報漏えいを100%防ぐシステムを構築することは不可能ではないかとただしたことに対して、国務大臣が、そういうものであることを基本として防衛体制をつくるのが大事だと答弁しております。これは100%の防御は不可能だということを認めたと上で、それを前提として対処を講じるというこ

とであります。意図的に情報を盗んだり売ったりする人間が一人でもいれば重大な情報漏れになる、こうただしたのに対しては、そういう人物が出ないようにチェック体制をとる必要がある、罰則を設ける必要があると答弁をいたしました。これも、漏れる可能性については否定できませんでした。一度漏れた情報は売却されたり悪用されたり、取り返しがつかないではないか、こういう質問に対して、政府は全くそのとおりだと答弁をしております。

マイナンバー制度を実施に移すなら、大切な個人情報重大な漏えいは避けられず、いずれ国民生活に重大な被害を与えることになりかねません。どうすれば個人番号制度による情報漏れを防ぐことができるのか。一番確実な方法は、実施をしないことでもあります。

諸外国ではどうでしょうか。アメリカ、カナダ、韓国、スウェーデンなどでは実施をされております。しかし、それらの国々では、社会を揺る

がす規模の重大な情報漏れが相次いでおります。

その一方、ドイツ、フランス、イギリス、オーストラリアなどのように、分野別番号制度はつくっているが、共通番号を利用した情報連携を行える仕組みはつくらない、行わないと、廃止をした国があります。1つだけ紹介しますと、イギリスでは2006年に、テロ対策、犯罪予防、公共サービスの効率化などを目的に共通番号制度の法律が制定されましたが、実施段階で保守層を含む広範な反対世論が高まり、4年後に制度自体が廃止になりました。

いかに問題の多い制度であるかは明白でありませぬ。今からでも遅くはありません。マイナンバー制度は中止をすべきであります。

なお、今回の補正予算案には3億5,000万円の教育費が校舎等の施設を維持し補修するために計上されております。私どもはこれには賛成であることを申し添えて、討論いたします。

2016年度予算案に対する組み替え動議の提案説明

こはら孝志議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月29日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、2016年度大阪市一般会計予算案等の組み替え動議について、その内容と理由を説明いたします。

動議の内容は、次の3点です。

第一に、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の原点に立ち、市民のくらし・福祉・教育を優先にした予算にすることです。

第二に、副首都推進と称した大阪市の廃止・分割計画と、その先取りである市バス・上下水道等、市民生活に不可欠な事業の民営化に関わる予算を削除すること。

第三に、ムダな大型開発をやめ、市民要求に根

ざした公共事業に切りかえるとともに、地域密着型の経済対策を強めていく予算にすることです。

以下、動議の理由を説明いたします。

第一は、大阪の経済は依然深刻な状況であることです。主な経済の指標はそのほとんどが全国平均に比し大きく落ち込んでおり、特に、「家計消費支出」「雇用者報酬」など市民のくらしは日に日にその深刻さを増しております。ところが国民健康保険料は1%とは言え値上げであり、市民の願いである高い国保料を何とかしてほしいという思いを汲み取っていないのです。

子育て教育の分野では「子育て環境・教育環境

の充実」と言いながら、保育士給与の引き下げにより、保育士不足が深刻化し、公立保育所の施設定員の維持ができず待機児童に拍車をかけています。また、問題山積の公募校長はきっぱりやめること。そして、学校維持運営費の拡充や小中学校全学年での35人学級の実現など、急がれる課題を優先するべきであると申し上げます。

第二は、その定義も何ら具体性も無い副首都という幻想を持ち出して、再び、大阪市廃止・分割である「都構想」を進めようとしています。そして、その先取りである統合・民営化案件を推進し、さまざまな事業の見直しを計画しています。昨年の住民投票の結果を全く無視するものであり、到底認められません。民営化ありきで事を急ぐのではなく、市民や議会の声に真摯に耳を傾け、よりよく改革し大阪市の責任で市民サービスを提供するべきであります。民営化に係わる予算は削除することです。

第三は、不要不急の事業の見直しを行えば、喫

緊の震災対策の予算や市民サービス拡充の財源が生まれます。超大型コンテナ船に対応した水深・広さを持つ港湾施設をつくる国際コンテナ戦略港湾づくりに36億7000万円これまで巨費をつぎ込みながら、一昨年に続きC12の岸壁には超大型コンテナ船の入港は一隻もありませんでした。

また、従来から関西財界やゼネコンが求めてきた「阪神高速淀川左岸線二期事業」に14億3300万円、さらに、カジノに見合う部分は減額したものの、アクセス鉄道など大型開発を進めるための調査費に5647万円。うめきた新駅設置等、従来の計画より大幅に本市の財政負担が増える事業など、これらを見直すことにより、市民要求に根ざした公共事業に切り替え、地元中小企業に優先的に発注し、地域経済をあたためていく施策を充実することができます。

以上、予算組み替え動議の内容と理由の説明といたします。

2016年度予算案に反対し組み替え動議に賛成する討論

小川陽太議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月29日)

私は日本共産党大阪市会議員団を代表して、2016年度大阪市一般会計予算案等に対する組み替え動議に賛成し、原案に反対する討論を行います。

市民のくらしと大阪経済において、極めて厳しい状況は依然として変わりなく、「格差と貧困」が社会問題化しているように、市民の将来に対する不安は、いっそう大きく広がっています。

そうした中、本市は住民の福祉の増進に努め、くらしを守り地域経済の活性化についての施策を積極的に展開し、市民が安心と希望をもてるよう、地方自治体本来の役割を発揮することが求め

られているのです。

ところが、市長が提案した予算案では、市民のくらしへの切実な願いに向き合う姿勢が欠けているとともに、「副首都」の看板をかかげ、これまで失敗を重ねてきた大規模開発・呼び込み型の成長戦略にもとづく「税金のムダづかい」や、何でも民営化・統廃合し「大阪市廃止・分割」への道を進もうとしているのであります。こうした予算案を認める訳にはいきません。

以下、具体的に指摘致します。

第一は市民のくらしや教育・子育てに悪影響を与える予算となっているということです。

まず、国民健康保険についてであります。本市の国保会計は、後期高齢者医療制度が実施された2008年度から、ほぼ毎年単年度黒字を計上しています。2014年度までの7年間の黒字額合計は、263億1千万円にのぼると共に、今年度から本市に対し、国の「保険者支援制度」によって34億円の財政支援が行われることになりました。この34億円を世帯数47万3800世帯で割れば、一世帯平均7,176円引き下げできるのであります。今年度から始まった国からの財政支援分を活用するだけで、これだけの市民負担軽減がはかれるにも関わらず、市長は引き下げどころか1%の値上げを提案しているのであります。橋下前市政の2013年度には2%、2014年度にも2%引き上げられているのであり、来年度1%引き上げられることになれば、わずか5年で5%の値上げが強行されることとなります。これでは、苦境に立たされる市民の暮らしを、いっそう追い詰めることになるのであり、断じて容認できません。

続いて、教育や子育て世代への支援についてであります。今、こどもの貧困問題は本市のみならず、全国的に社会問題化しており、大阪のこどもの貧困率は全国ワースト2位と、貧困対策は待たなしの状態にあります。全国的には、就学援助の受給者が増加している一方、本市ではこの10年間、認定数も予算も減り続けています。これは本市が、認定の要件を厳しくし、就学援助を受けにくくしていることが大きく影響しているのです。

せめて認定のための所得額について、多くの都市で実施しているように、生活保護基準から引き上げることを求め、給食費補助について「小学校では全額補助しているのに、中学校では2分の1補助となっている点の改善を」と求めましたが、理事者は本市のこども達の状況を全く見ない、冷たい答弁に終始したのであります。到底認められません。

また、保育所の待機児問題についてです。本市では、公立保育所の廃止・民営化を強引に進めると共に、保育士の新規採用は基本的に行わず、給与も極端に引き下げました。その結果、深刻な保育士不足を招き、公立保育所の入所枠を大幅に減

らさざるを得なくなったのであり、待機児解消が進まない要因を自らつくりだしているのであります。保育への公的責任を後退させることは決して認められません。

第二は、不要不急の大規模開発・呼び込み型の誤った成長戦略にもとづくものが含まれているからです。淀川左岸線2期事業の14億3300万円、うめきた2期地区の新駅設置や東海道支線地下化などの42億4400万円、大阪港の国際コンテナ戦略港湾建設などの36億7000万円、加えて、なにわ筋線やリニア中央新幹線、夢洲へのIR誘致などに関連する調査費などであります。これらは進めるべきでない不要不急な巨大開発、あるいは、本市が負担すべきでない巨大開発への負担と言わなければなりません。

吉村市長は本年1月19日に関経連会長らと一緒に東京まで足を運んで淀川左岸線延伸部の建設を促進する要望をしました。要望書は、延伸部を国直轄事業とし、3000億から4000億と言われる事業費の3分の1を本市が負担する、28年度にも都市計画決定をするというもので、前のめりになって巨大開発を進める市長の姿勢が露になりました。

「うめきた」の事業も重大です。当初あれは民間がやる開発だ、大阪市の負担はわずかだというふれ込みでした。ところが新駅設置など主な三つの事業費1154億円のうち約64%にあたる737億円も本市が負担しているのであります。本予算案の42億円は、地権者や開発大企業、JR西日本などの事業に対する異常な公金投入と言わなければなりません。

また吉村市長がカジノを含む統合型リゾート・IRを誘致するためのインフラ整備はすべて民間が負担するかのように説明したことのまやかさも明らかになりました。私がIR誘致について「税金の投入はないといいきれぬのか。」と質したのに対して、市長は「鉄道や道路などの基盤整備は民間に負担を求めるが、どこまでが民間の為かどこからが公共の為か検討が必要」と答弁しました。これは、例えばアクセス鉄道の北ルート、南ルートの建設費2200億円のどこまで負担するかはこれから検討する、本市も税金を投入する、これ

を認めた答弁であり重大であります。カジノの誘致に市民の税金をつぎ込むなんてとんでもありません。

さらにわが党委員が、大阪を副首都にするために必要な機能だと言って、淀川左岸線延伸部やIR誘致などの巨大開発を進めようとしているのではないかと質したのに対して、市長はこれを否定せず、交通・インフラの整備は大阪の成長に必要なものだと言及しました。副首都構想は無駄な大型開発を進める看板にもなっていると重ねて指摘しておきます。

第三は、「大阪市廃止・分割」を前提に、様々な事業や施設の民営化・統廃合の計画が含まれているということです。

最初に住吉市民病院についてであります。厚生労働省は、「住吉市民病院廃止に伴う病院再編計画」に同意しましたが、地元医師会をはじめ多くの住民が現在も反対を表明しています。地元が反対している計画に、厚労省が同意することなど前代未聞であり、地域の不安は全く解消されていないのであります。住吉市民病院廃止後、誘致する南港病院が提案している3名の産科医師数で年間600件から700件の出産に対応するのは困難だと、医療審議会等でも指摘されています。また、児童虐待被害児の一時保護受け入れや未受診妊婦の受け入れなど、これまで住吉市民病院が担ってきた役割を引き継ぐ事ができるのかという点についても、専門家である地元医師から大きな疑問や不安の声があがっています。本市の南部医療圏における住吉市民病院の役割はいつそう浮き彫りになっているのであり、住吉市民病院の廃止と民間病院の誘致は到底認められません。

新しい美術館の整備についてであります。当初の予算案は、基本設計から工事、15年間の運営にいたるまですべてをPFI事業で進める計画でした。その後、理事者修正によって運営のみPFI事業とすることが提案されていますが、美術館の運営は、多岐にわたり特に学芸部門は高度な専門性を必要とし、PFI事業者には任せないと市は答弁していますが、運営責任の所在などあいまいな点も多く、美術館本来の役割が担保されるのか不安

が残ります。

美術館へのPFI事業導入の実績はまだ全国に一例しかありません。全国では、病院など他の事業において、PFI事業の破綻事例も相次いでいます。美術館は収益を目的とする事業ではありません。収益を求めるPFI事業者には運営させるのではなく、大阪府が責任をもって公共でおこなう事業として進めるべきだと申し上げておきます。

下水道事業についてであります。下水道は市民生活に不可欠なインフラであるとともに災害発生時には浸水から市民の命、財産を守る要の事業であります。こうした事業の経営形態見直しを行い、本市が出資設立する株式会社に大部分の職員を転籍させて維持管理業務を包括的に民間委託して行政としての責任が果たせるのか、はなはだ疑問であります。新株式会社といくら安全の枠組みや災害時の協定を結んだとしても、民間になった職員と公務員とは災害発生時の役割に関して法的位置づけが大きく違うではありませんか。到底賛成できません。また、海老江下水処理場の改築更新と保全管理をPFI事業で行おうとしています。これは民間企業に価格を競わせて建設と保全管理のコストを下げようと言うものですがこれも安心安全の下水道事業にそぐわないと言わなければなりません。

次に港湾の一元化についてであります。大阪港、堺泉北港、阪南港はそれぞれ規模も取り扱う貨物の特徴も全く違います。大阪港は公共岸壁が多くてコンテナ貨物を主に取り扱う商業港、堺泉北港は民間企業専用岸壁が多く原油エネルギー関連生産が多い工業用途の港、阪南港は砂利や木材などの原材料を主として扱う港、このように性格が大きく異なっており、その規模もまったく違います。特徴がまったく違う港湾を統合してもメリットは出ないと申し上げておきます。

最後に、財政問題です。委員会質疑を通じて、吉村市長が「今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる」として、市民サービスのカットや職員の給与削減も継続するとしていることの誤りも明瞭になりました。

市長は「収支概算」を基に今後も200億円程度

の収支不足が続くとしていますが、実際の不足額はこの4年間、収支概算の3分の1以下に収まっていますし、不足額への補填財源である財政調整基金には全く手が付けられてないだけでなく逆に増えています。我が党委員が「財務リスク」と言われる6つの事業の内4つの負担が後5年ないし8年で終わる、財務リスク分を除く公債費も10年後には700億円も減る、だから財政が好転する、こうしたことも示して、職員給与の削減は継続しなくて済むし、敬老パス50円負担は無しにすることもできるのではないかと質しました。ところが吉村市長は、財政は厳しいとの一点張りで、まるで思考が停止したかのような答弁をされたのであります。

市長が収支不足を持ち出す本当の理由は、淀川左岸線延伸部など大型開発の事業費を生み出すためであり、それを隠して市民に負担を押しけるなんてとんでもありません。

以上、予算組み替え動議に賛成し、原案に反対する討論と致します。

2014年度大阪市一般会計決算認定に対する 反対討論

井上ひろし議員

(議員団事務局で編集)

2015年第3回定例会 (2015年12月17日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、2014年度大阪市一般会計決算認定に反対する討論を行います。

今、市民生活は一層厳しさを増し、家計消費支出や雇用者報酬など、大阪経済のどの指標をとって見ても深刻な実態が現れているのです。こうした時こそ本市は、自治体本来の役割を發揮し、市民の暮らしと中小企業を応援しなければならないのであります。

ところが橋下市長は、「大阪市廃止・分割構想」にあけくれ、施設の統廃合や民営化を強引に進めると共に、市政改革プランによって市民生活に大ナタをふるってきました。

本決算にあらわれているのは、地方自治体の本旨を投げ捨て市民生活にいっそう追い打ちをかけてきた姿であり、到底認められません。

以下、具体的に指摘致します。

まず、市民の暮らし・福祉・教育についてです。

この間進められた様々な市民いじめは、目を覆うばかりであります。敬老パスの有料化によって交付率は、2012年10月時点の75%から2015年9月時点で50%へと極端に落ち込み、高齢者の社会参加や健康増進という本来の制度の趣旨から、遠くかけ離れたものになってしまいました。市営住宅については、低廉で良質な住宅を市民に提供する役割に反し、毎年管理戸数を減らすと共に、家賃減免制度の改悪で28億円もの負担を市民に押し付けているのです。

また、新婚家賃補助制度や上下水道料金減免制

度の廃止、国保料・介護保険料・保育料などの値上げ、学校維持運営費の削減等々、市政改革プランの強行が結果として、暮らしの悪化と景気低迷の大きな要因となっているのであります。

市長は、口を開けば「現役世代への重点投資」と言い、施策・事業の切り捨てを正当化しようとしませんが、「重点投資」の名の下につき込まれたものの多くは、塾代助成やICTなど市長の肝いり施策であります。長年に渡って市民生活を支えてきた施策・事業を乱暴に切り捨て負担を増やすやり方は、市民生活全般に渡って責任を果たす役割を担う地方自治体として、言語道断であります。

保育施策についても、「現役世代への重点投資」などと声高に叫びながら、1歳児の保育士配置基準5：1から6：1への後退、保育室面積基準緩和によるつめこみ保育、公立保育士の給与大幅カット、上下水道料金の社会福祉施設への減免措置廃止等々一連の改悪によって、公立・民間共に活力を失い、本市の保育基盤全体が脆弱化してしまっただけであります。

同時に、待機児童解消を重点課題と位置づけた橋下市政において、2014年度の待機児童数は224名と、大きく減少させる結果には至っていません。公立保育所の保育士が毎年100人規模で退職していく中、民営化を視野に全く新規採用してこなかった結果、直近3年間で約400の入所定員の引き下げを行わざるをえない状況に陥りました。このこと自体、待機児童解消に逆行しているのであります。

さらに、障がい児やアレルギー児をはじめ支援

を要する子供たちは増加の一途をたどっている
のであり、この点からも保育への公的責任が今日的に益々重要なことは、疑う余地がありません。

一連の保育改悪や公立保育所の民営化は、待機児童解消、セーフティネットの拡充、安全で質の高い保育の確保といった喫緊の課題にとって大きな障害要因となっているのであり、到底認められません。

特別支援学校については、二重行政解消のうたい文句によって、十分な議論なしにわずかな期間で府への移管が決められてしまいました。

教育委員会は、「大阪の特別支援教育のさらなる充実を目指す」と繰り返してきましたが、充実どころか本市が実践してきた教育水準が、維持できるかどうかさえも危ぶまれることが、質疑を通じて明らかになったのであります。

例えば、特別支援学校において欠かせない存在である実習助手は、児童への医療的ケアをはじめ給食やトイレの介助などを行う専門職であり、その役割の重要性から本市においては標準法を上回る独自措置、すなわち加配を行って対応してきました。移管されて以後、府が万が一加配を行わなければ、光陽11名が2名に、西淀川8名が2名に、平野8名が2名に、東住吉9名が4名へと大幅に減らされてしまうこととなります。

また学校維持運営費について、府市それぞれの肢体不自由校での予算配当額を比較すると、市に対する府の配当比率は45%と半分にも満たないのであり、府の水準をそのまま適用することになれば学校現場の混乱は避けられません。

これらの問題について理事者は、「府の動向を注視していく。府に働きかけている。」と繰り返すばかりで、ただただ府に要望することしかできない受け身の姿が明らかになりました。こんな無責任な状態のまま、府に先駆けて行ってきた実に100年以上もの歴史ある本市の特別支援教育に幕を閉じることは、断じて容認できません。本市の宝である特別支援学校を廃止する条例は、ただちに撤回すべきであります。

次に、経済対策についてです。

本市の経済状況は依然厳しく、大阪市景気観測

調査における景況感を示す指標では、大企業のプラス27.5ポイントに対し、中小企業はマイナス16.6ポイントであり、家計消費支出も直近2年間は好転していないのであります。今こそ大阪経済の主役である中小企業と市民のくらしの応援を強めなければならないことは、この指標からも明らかです。

厳しい経済状況の中、多くの自治体が住宅リフォーム助成制度の実施をはじめ、懸命に様々な経済対策を講じているにも関わらず、本市における中小企業への具体的な支援策は、何ら見当たらないばかりか、逆に後退させているのであります。

例えば、中小企業の金融支援を行ってきた大阪市信用保証協会も、二重行政だとして拙速に統合されてしまいましたが、統合後、保証承諾件数は統合前の93.8%と早くも金融支援に影を落とし、統合までは各区役所で行われていた制度融資の受付も廃止されてしまいました。経済戦略局は、統合目的として「中小企業金融の円滑化」を挙げていますが、金融支援を後退させ身近な区役所の窓口までなくしてしまうことが、どうして「中小企業金融の円滑化」と言えるのでしょうか。

これまで、市と府の両自治体で並行して支援を行ってきたとはいえ、まだ本市エリアにおいては他都市並みの支援水準には達しておらず、統合前の本市のように政令市に保証協会をもつ名古屋市と比較しても、市域の中小企業数に占める保証協会利用者の割合は、2012年度で名古屋市19.8%に対し、本市8.4%と10ポイント以上も大きく水をあけられているのが現状です。名古屋市は、市と県の両自治体で並行して金融支援を行うことで相乗効果を上げているのであり、本市の支援水準の低さが中小企業の経営環境を悪化させているのは明白であり、決して認められません。

最後に、不要不急の大型開発と成長戦略についてです。

市長が掲げる「日本の成長を牽引する東西二極の一極として、世界で存在感を発揮する都市」などという華々しい成長戦略の中身は、いずれも不要不急の大型開発や呼び込み型の古いものばかりであります。

まず、淀川左岸線二期事業については、今後自動車交通量が確実に減少し、淀川堤防を開削して道路建設するという全国でも行われたことのない事業に、多くの専門家から地震発生時の安全性に大きな問題があると指摘されており、左岸線延伸部も含めこれ以上の高速道路建設の必要性は全くありません。また、なにわ筋線についても、現在工事が進んでいるJR東海道線支線が地下化され新駅が設置されれば、関空へのアクセスが大幅に改善するのであり、そのあとになにわ筋線を整備してもわずか5分程度しか所要時間が短縮されないのであり、全く必要ありません。

加えて、カジノを含む統合型リゾート施設などともありません。大型開発でインフラ整備さえ行えば、大阪が発展するなどという発想は「いつか来た道」に戻るだけなのであり、これでは大阪の成長にはつながりません。

市民のくらしと中小企業の支援こそが、大阪に真に必要な成長戦略なのであると申し上げ、以上反対討論と致します。

● 公営・準公営決算討論 ●

2014年度公営・準公営決算認定に対する反対討論

せと一正議員

(議事録より抜粋)

2015年第3回定例会 (2015年10月23日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、2014年度大阪市公営・準公営企業会計の決算認定に反対する討論を行います。

地方公営企業の目的は、常に経済性を発揮するとともに、何よりも公共の福祉の増進に努めることにあります。大阪市の各公営企業・準公営企業も、この目的に沿って市民の切なる声を聞き、また時代のニーズに応えながら、安全で住みよいまちづくりに寄与する事業を発展させなければなりません。

ところが、2014年度の公営・準公営企業決算にあらわれているのは、橋下市長が掲げる大阪都構想、すなわち大阪市を廃止する構想に沿って、「民間でできることは民間に」を合言葉に全ての公営・準公営企業に対する大阪市の公的役割を放棄し、民営化や民間委託などを推進しようとする姿勢であります。到底認めることはできません。

以下、具体的に指摘いたします。

初めに、地下鉄・バス事業についてであります。

地下鉄事業は、2003年度に経常損益が46億円の黒字になって以来、毎年巨額の黒字になり、2014年度決算では348億円になりました。この巨額の利益でもって2002年度末に2,932億円もあった累積欠損を減らし続け、2010年度には、公営地下鉄として全国で初めて累積赤字を解消し、今や累積剰余金が807億円にもなっています。企業債残高も、2002年度末は7,984億円でしたが、2014年度末は5,291億円になり、この12年間で2,693億円も借金を減らしました。まさに地下鉄事業は超優良

企業であります。

これだけの巨額の利益を活用すれば、未着手の8号線延伸など条例路線の建設を始めることができるし、南海トラフ地震と津波対策、可動式ホーム柵の全路線駅への整備、エレベーター・エスカレーターの必要な箇所への配置、そして地下鉄と一体となって公共交通のネットワークを市民に提供しているバス事業への支援、さらには、公営企業法18条2項に基づいて一般会計に納付金も納めることができるではありませんか。

こうしたことをやらずに、どうして民営化しなければならないのか。交通局は今、バスと地下鉄は完全分離が原理原則だと主張し、地下鉄の民営化でさらに利益を積み上げた上で、株式市場において株式を売却する完全民営化、すなわち地下鉄の売却をもくろんでいます。地下鉄は誰のための事業なんでしょうか。地下鉄の民営化なんてとんでもありません。

一方で、バス事業は、橋下市長の号令によって地下鉄からの支援を打ち切られた結果、2014年度に路線の大きな再編に追い込まれ、103あった路線が9月には87路線になりました。その中で市民の足に大きな影響を与えているのは、市民の生活区域を細かく走る地域サービス系路線44本の何と3分の1が廃止をされ、29本になったことあります。それによって地域サービス系路線の1日平均走行距離は約20%減りました。これは走行距離にして20%も市民サービスを削ったことになります。1日平均乗車数は約25%も減りました。利用者のうちの4分の1の市民がバスを利用できなく

なったのであります。

路線の廃止だけではありません。統合、経路変更という名前でバス路線はずたずたになっています。路線そのものは廃止されなかったが、一部または大部分が廃止をされて、今まで走っていた区間を全く走らなくなった路線もあれば、数年前までは昼間1時間に3本走っていたのに1本に減らされてしまった路線もあります。バスの便数については、大正区のように減便によってバス停で積み残しが出るということも起きていますし、また、昼間の時間帯丸々1時間に1本しか走らない路線は29本にも及び、地域サービス系路線に限って見れば3分の2の20本が昼間1時間に1本しか走っていません。

私が決算委員会で、近くのバス停がなくなり、これまでは自宅から歩いて5分でバスに乗れたのに、ニュートラムの駅まで15分かかる。1時間に1本になったので、家に帰るのにバス停2つ、3つ歩くことがざらになったなど市民の声を紹介して、交通局にはバスの利便性の水準を下げたという認識はないのかとただしたところ、交通局は、「必要な路線サービスを将来にわたって提供するために路線の見直しを実施した。現状でも利用状況に見合ったサービスは確保できると考えている」と、市民の声に全く耳をかさない答弁に終始しました。全く市民に冷たい態度だと言わなければなりません。交通局は、廃止・縮小した系統は基本的にもとに戻すべきであり、少なくとも市民からの苦情が大きい路線は直ちにもとの水準に戻すべきであります。

バス会計は、今日、土地信託オスカードリームの和解金283億円を単独で負担することを強いられ、160億円もの短期借入れを行ったために、経営健全化計画の立案と提出を迫られております。

先日、橋下市長は、もしバスを民営化しなければバス路線の大幅見直しが避けられなくなると言いましたが、とんでもありません。オスカードリームの土地信託もフェスティバルゲートの土地信託も、会計こそ違え、交通局長という同じ公営企業管理者が決断したものであり、事業の失敗につ

いてはオール交通局が責任を負うべきでありませぬ。そして、地下鉄事業からの財政支援でもってバス会計を立て直すべきです。バス会計が2008年度に経営健全化団体に陥りそうになったときには、バスを地下鉄を支えるフィーダー系路線だと位置づけるなどして、出資、繰り入れ、貸し付けなど212億円の支援をしているではありませんか。

府市統合本部で勝手に決めた地下鉄事業とバス事業は完全分離して運営し、かつ民営化する、こういう方向ではなくて、地下鉄とバスは一つのネットワークになって市民の足を守っている一体のもの、こういう原理に立って、市民の貴重な足である市バスの経営を立て直すべきであります。

なお、昨年度、藤本交通局長が地下鉄駅でのイベント計画にかかわって、知人の業者との間で随意契約をしたとして800万円を支出したことが発覚いたしました。これは民営化に突き進む余り公営企業としてのコンプライアンスを失った結果、引き起こしたものであります。

加えて、交通局が2013年度と14年度上半期に結んだ競争入札を行わずに行った随意契約1,355件のうち980件、7割以上に内規違反が見つかったことも重大であります。

こうした点からも本決算は到底容認できるものではないことも申し上げておきます。

次に、水道事業、下水道事業についてであります。

一昨年5月に本市水道事業の大阪広域水道企業団との経営統合は市民にメリットなしと否決され、失敗に終わるや否や、そのかわりにと今検討されてるのが公共施設等運営権制度の活用、上下分離方式の民営化であります。

しかし、本市の水道事業の取り組むべき課題は民営化ではありません。過剰給水設備の縮小などの無駄の削減と老朽管渠の更新、災害対策、低廉で良質の水の供給であり、これらは公営でこそなし得る課題であります。本市水道事業は、料金、品質ともにすぐれており、昨年度の経常利益は121億円であり、一般会計に対してもこれまで大きな貢献をしてきました。まさに市民の財産であります。民営化などよこしまな考えはやめて、市

民のための安全・安心の給水に専念すべきであります。

近年多発する台風による大雨、ゲリラ豪雨などの浸水被害は本市でも2011年から3年連続で発生しており、そうした災害から市民の暮らし、財産を守る本市の下水道事業の公的役割はますます重要であります。

しかし、一昨年度は西部方面の下水道事業の維持管理を財団法人都市技術センターに包括委託し、昨年度は市内4方面全ての施設の維持管理業務を包括委託しております。そして、さらに今後、下水道も上下分離方式の民営化へと一路進もうとしております。その狙いは経営の効率化にあるとされております。けれども、下水道事業にかかわる人員をどんどん削減していけば、災害に対する力は必ず低下することは必定ではありませんか。公としての役割を放棄することは断じて認めることができません。

最後に、港営事業に関してです。

本市港湾局は、これまで大きな深い港をつくれれば北米向けの航路における超大型船舶の入港がふえ、それに伴い貨物がふえるとして、巨費をかけた国際コンテナ戦略港湾政策を進めてきました。

ところが、この間の大阪港の入港船舶の推移を見ても、大型船の入港はふえるどころか、逆に年々減少しております。国際コンテナ戦略港湾の当初のもくろみは、大阪と神戸港の両港で北米向けコンテナ貨物の2015年目標を70万TEUに置いております。ところが、その起点である2008年に大阪港10万8,000TEU、神戸港35万9,000TEU、合計で46万7,000TEUの取り扱いであったものが、何と昨年は大阪港2万9,000TEU、神戸港30万5,000TEU、合計33万4,000TEUと、大阪港で見れば3分の1以下にまで落ち込み、目標とは大きく乖離をしているのであります。これからも目標達成のめどなどはありません。

現に、今、北米向け航路は週1便という惨たんたるありさまで、巨費をかけた大水深のC12岸壁には、一昨年に続き5万トンを超える大型フルコンテナ船の入港は全くありませんでした。このような状況でこれからも国際コンテナ戦略港湾づく

りを進めていくことは、壮大な税金の無駄遣いだと言わなければなりません。

昨年の大阪港における外貿コンテナ貨物も、中国、韓国、台湾等アジア諸国のシェアは輸入の94.3%、輸出の92.9%であり、アメリカのシェアはわずかに1.2%、1.1%でしかありません。1万トン未満の船舶が多いのも大阪港の特徴であります。

こうした大阪港の特徴に見合った、身の丈に合った港湾政策に早急に改めなければなりません。港湾の役割は、その後背地で発生し、かつ消費する貨物をスムーズに出入りさせることによって、都市と後背地の発展に寄与することです。港湾をただただ大きくすることに血道を上げるのではなく、関西経済の活性化を図ることが何よりも先決だと、このことを強く指摘しておきます。

なお、府市港湾の一元化に関しても、全く役割、特徴の違う本市の大阪港と府営港湾である堺泉北港、阪南港を一元的に管理したとしても、それで国際競争力がつくなどということは絵そらごとであり、大阪港にとってのメリットはありません。港湾は市民生活とも密接にかかわりを持っており、それぞれの特徴を生かした運営こそ求められるものであって、府市港湾の一元化はきっぱりやめるべきであります。

以上、反対討論といたします。

● 議案・条例案等に対する討論 ●

「大阪戦略調整会議の設置条例案」に対する 反対討論

せと一正議員

(議事録より抜粋)

2015年第2回定例会 (2015年6月10日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、議員提出議案第11号、大阪戦略調整会議の設置に関する条例案に反対する討論を行います。

反対理由の第一は、条例の第2条で、大阪会議は関西州実現への一助となることを目指すものとする明記しているからであります。関西州、すなわち道州制は、国の仕事を外交、軍事、通商、司法などに限定し、社会保障や教育など、国民の基本的な権利を守るという憲法にうたわれた国の責任を投げ捨てることを目指すものです。国と地方の形については、都道府県をなくして全国を10程度に区分けして道、州を置き、今約1,700ある市町村を300程度の基礎自治体にしようというものであります。道州制が導入をされれば、自治体は確実に住民から遠くなり、国から地方への財政支出は削減され、福祉、教育など住民施策の水準の確保が危ぶまれます。

さらに、見過ごせないのは、道州制を主導してきた日本経団連など財界が、広域行政を担う道州にインフラ整備の大型開発へ財源を集中することを求めていることです。道州制になったら、自治体が住民からますます遠くなる、住民施策の水準が下がる、大型開発へ財源が集中されてしまう、これが道州制の地方の形、仕組みであり、これを目指すことを盛り込んだ条例には賛成できません。

反対する第二の理由は、条例の第8条4項で、会議の議事は、出席委員のうち本市に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ過半数で決することを基本に会議におい

て決めるとしているからです。大阪戦略調整会議、大阪会議で協議される事項は、条例の第4条にあるとおり、二重行政の解消が行政課題となる事項のほか、成長戦略、産業振興、交通政策、環境政策、都市魅力、まちづくり(拠点開発)などであります。これらは、言うまでもなく第一義的には大阪府、大阪市、堺市のそれぞれの自治体において自主的、主体的に決めべき重要施策であります。その重要施策について、大阪会議といういわば各自治体の上にある会議体で決する、このこと自体、憲法でうたわれている地方自治の理念にもとるものだと言わなければなりません。

ちなみに、自民党、公明党の皆さんが国に働きかけて改正されたと承知をしている地方自治法で設置が義務づけられた調整会議、この調整会議でも、いわゆる狭い意味での二重行政だけではなく、市と府の同一の施策、産業政策とか中小企業支援策なども協議の対象とすることができるとされています。しかし、改正地方自治法の調整会議は、あくまで協議で調整するのであって、多数決で決めるとか決定するなどということは全くありません。したがって、戦略調整会議と地方自治法の調整会議は、これは似て非なるものです。戦略調整会議は、戦略を調整するという名前で戦略を決定し、次の第10条の規定とあわせて、戦略を自治体に押しつける会議だということになりかねません。

反対理由の第三は、第10条、市長は「大阪会議で合意又は決定された事項については市会に必要な議案を提出し、その議決を求めるよう努めなけ

ればならない。」とされている点です。提案者は、これは義務規定ではなく努力規定だと説明をしています。しかし、第8条4項の規定がある以上、この第10条は大阪会議で決めたことの緩やかではあれ履行を求めていることになります。したがって、これも地方自治の原則をないがしろにするおそれがあると言わなければなりません。

以上、3つの反対理由を述べましたが、5月に行われた住民投票では、大阪市廃止・分割構想に

反対した市民も賛成した市民も、どうすれば市民の意見が届く自治体ができるのか、どうしたら二度と大型開発の税金の無駄遣いをなくすことができるのか、福祉や暮らしをよくすることができるのか、こうしたことを基準にして都構想に賛成や反対をされたと私たちは考えます。今回の大阪戦略調整会議の設置は、その市民の期待に応えるものになるのか疑問だと、こういうことも申し上げて反対討論とさせていただきます。

「大阪府市港湾委員会設置条例案」に対する 反対討論

こはら孝志議員

(議事録より抜粋)

2015年第3回定例会 (2015年10月9日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表いたしまして、議案第239号、大阪府市港湾委員会設置条例案並びに関連する議案第240号ないし議案第242号に反対の立場から討論を行います。

大阪府市の港湾管理の一元化の議論は、当初は新港務局構想に始まり、国の法改正の壁に当たり、実現が難しいとなると、かわりに出てきたのがこの行政委員会構想でございます。しかし、なぜ港湾の一元管理が必要なのでしょうか。

本市の大阪港、大阪府の堺泉北港、阪南港の3つの港を一元的に管理するといっても、港湾区域はそれぞれ別であり、港湾計画もそれぞれに港湾区域ごとに計画しなければなりません。それに、そもそも港の規模も役割も性格も大きく違います。

大阪港は公共岸壁が多く、コンテナ物流を中心とした商業港で、外貿コンテナ貨物の取り扱い量は200万TEUと府の港湾の100倍にも達しているのであり、港湾区域と住居区域が隣接している地域もあるなど、市民生活とも密接に関係している港であります。

一方、堺泉北港は企業のプライベート岸壁が多

く、原油、エネルギー関連を中心とした原材料取り扱いが多い工業港であり、港湾区域周辺は工業地帯であります。

阪南港も、砂利や木材などがメインの工業港であり、それぞれの特徴は全く違います。さらに、阪南港は関空近辺にあり、隣接自治体は貝塚市や岸和田市でもあり、距離もあります。

それぞれに取り組むべき課題が違う港を本市が幹事団体となって一元的に管理するメリットなどありません。どのように管理、発展させるかはそれぞれの自治体が決めていかなければならない、それが住民などに対する責務であり、存在意義であります。

そもそも港湾の一元化は、本市解体を目的とする大阪都構想により、本市事業の経営形態の見直しの中で出てきたものであり、本条例案と全く同じ条例案が昨年否決されております。何より、5月17日の住民投票で都構想は否決されており、さまざまな府市統合案件と同様に、この港湾の一元化も決着済みであります。まさに市民の審判が下ったわけです。形を変えることにこだわるのではなく、これまでの港湾開発をもう一度見直して、

経済的ニーズに合った改革と市民生活を第一に考える港湾経営への転換が求められているのであり、大阪港の港湾管理の一元化は当を得ていませ

ん。

以上、本条例案に反対の討論といたします。

「地下鉄・バスの民営化手続きに関する条例案」に対する反対討論

山中智子議員

(議事録より抜粋)

2015年第3回定例会 (2015年10月23日)

私は、日本共産党大阪市会議員団を代表して、議案第251号並びに議案第252号に反対の討論を行います。

本両条例案は、地下鉄・市バスの民営化に際してのその基本方針等を地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項とするものです。

その狙いは、行き詰まりを見せている民営化計画を何が何でも前に進めるべく、本両条例案に続く第2弾として民営化基本方針を過半数の賛成で可決、成立できるようにするなど、文字どおり民営化推進のてこにしようとするものにほかなりません。

我が党は、市民の足の利便を図り、住みよくバランスのとれた活気のあるまちづくりを進める立場から一貫して交通事業の民営化には異を唱えてまいりましたし、現状においてもその考えにいささかの変更もありません。ですから、たとえ本両条例案がいわば形式的な手続条例であるとしても、容認することなどできるはずがありません。

以下、具体的に指摘いたします。

第一は、議会として委員会などで長時間の議論の末、幾たびもの継続審議を経て、2回にわたって交通事業の廃止条例案、すなわち民営化を否決しているということです。

市民の負託を受けた行政のチェック機関であり、意思決定機関である議会が、一度ならず二度までも否決した重みというものを市長並びに交通局は厳粛かつ真摯に受けとめるべきです。

第二に指摘したいのは、これまでの審議の中で民営化に伴うさまざまな懸念について各会派からなる議論がなされてきたわけですが、肝心なことは何一つ払拭されていないと言っても過言ではないということです。

条例路線の位置づけのなくなる8号線など、交通ネットワークの充実はどうなるのか、可動式ホーム柵は御堂筋線の2駅でストップしたままであるなど、安全対策はどうなるのか、さらに、削りに削られているバス路線について、もとに戻してほしいとの声が渦巻いているにもかかわらず、現在の87系統すら守られる保証のないこと、バスの債務の解消などについても頑として地下鉄からの支援を拒んでいることなどなど、枚挙にいとまがありません。

以上、民営化ありきで前のめりになるのではなく、市民や議会の意のあるところを一つひとつ酌み取って、その懸念の解消に努めることこそ先決であると申し上げ、討論といたします。

「堀江幼稚園廃止条例案」に対する反対討論

江川繁議員

(議員団事務局で編集)

2015第3回定例会 (2016年1月15日)

私は日本共産党大阪市議員団を代表して、議案第219号、大阪市学校設置条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

堀江幼稚園は1893年(明治26年)創立で、122年の歴史と伝統を持ち、良質の幼児教育をにない、地域に愛されたこの園を拙速に廃止することが、到底認められないからであります。

戦後の一時期、民間の寄付で賄われたものでありますから、なおさらであります。この地域の熱い思いが1万1千人以上の署名にも現れております。新市長は地域、市民の方々との対話を重視すると表明しております。だからこそしっかりと地域の方々の理解を得る努力が一層求められております。

例えばいろんな案が地域から出されております、お互いゆずりあって子ども文化センターに公立堀江幼稚園を移設するなどすれば、多くの課題は当面解決、合意できることも明かになっております。

相互に理解、合意を得るにはやはり、地域の宝、大阪市の宝である公立堀江幼稚園の存続を大前提にして、認可保育所の増設による待機児童の解消、また堀江小学校、堀江中学校の児童・生徒数増への抜本的対応による、ゆきとどいた教育条件の整備こそ必要であります。

安易な公私連携、幼保連携型認定こども園など、当面の弥縫策では、後世の子ども達に大きな損失を与えることになり、拙速な結論を出すのではなく、英知を結集し誰もが納得できる慎重な再検討を強く求めておきます。

また、公立幼稚園の幼児教育、公教育の役割が益々高まっているからであります。

世界の流れは、幼児教育重視、無償化と教育の

質の向上をめざしており、これに合致しております。

大阪市の公立幼稚園は、従来から障害のある子どもや低所得者の家族の子どもなど、全ての子ども達を受け入れ、多様な園児に寄り添って日本の幼児教育をリードする豊かな教育を保障してきました。

吉村市長が子育て、幼児教育の充実を重点施策というのであれば、公立堀江幼稚園の廃止、民営化はそれに逆行するものであり、大阪市の幼児教育の将来に大きな禍根を残すこととなります。

以上本条例案の反対討論と致します。

「府大・市大の統合計画」「民泊条例案」に対する反対討論

小川陽太議員

(議員団事務局で編集)

2015第3回定例会 (2016年1月15日)

私は日本共産党大阪市議員団を代表して、議案第253号「公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標の一部変更について」及び、議案第232号「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案」に反対の討論を行います。

まず、「大阪市立大学の中期目標変更について」であります。

本議案は、公立大学法人大阪市立大学の中期目標に、「次期中期目標期間中における大阪府立大学との統合による新大学の実現にむけ、準備を進める」という文言を書き加えようとするものです。2013年11月の議会でも否決されていると同時に、2015年5月の住民投票でも、府大・市大の統合方針を含む「大阪都構想」が否決されているところです。今回一部修正を加えるとしていますが、両大学の統合を進めるという事の本質にはいささかの変更もありません。よって本議案には到底賛同できません。

以下具体的に指摘いたします。

そもそも、大学統合の議論は府市統合本部での経営形態の見直しA項目に分類され、「無駄な二重行政」の一つとして解消の対象とされたところからはじまりました。大阪で二つの公立総合大学を持つことは無駄だとした上、本来基礎自治体たる大阪市のやるべき事業ではないとの、どこにも通用しない理屈でもって、都構想の協定書では、府に移管するとされてきた訳です。

ところが法定協などでの議論が進むにつれ府と市に大学があるのは、大阪の歴史からしても至極当然なことであって、「二重行政」などでは全くないという事がはっきりしてきました。

にもかかわらず、統合ありきで無理矢理事を進

めようとする、つまるところありもしない二重行政論を振りかざして、ただただ、交付金を削りたいがためだという事がいよいよ明確になったと言うことではないでしょうか。

第二は、歴史や建学の精神の異なる大学を無理やり統合しても、良い大学にはならないという点です。関一大阪市長が1928年に大阪商科大学を「国立大学のコピーであってはならない」「大阪市を背景とした学問の創造がなければならぬ。この学問の創造が、学生、出身者、市民を通じて、大阪の文化、経済、社会生活の真髄となっていくときに、設立の意義を」全うする。と述べた事はまさしく今に生き、その歴史と自由の伝統が、現在の市大へ引き継がれています。大阪府立大学にも独自の歴史と個性が引き継がれています。この成り立ちも、果たしている役割も異なる両大学が、お互い切磋琢磨してこそ、それぞれ発展することができるのです。

第三に、何より大学関係者との合意形成が全くと言ってよい程はかられていないという点です。

両大学の名誉教授21氏が、大学の統合は上からの押し付けではなく両大学の自らの要求の一致と財政的保障が十分になされなければ難しいとして、財政削減ありきの「府大・市大の拙速な統合を憂慮する」との声明を出されました。

また、両大学の学生がつくる「大阪の公立大学のこれからを考える会」は、学生との合意のない拙速な統合はやめてほしいと議会に陳情書を出すと共に、「比較的安い授業料で学べる公立総合大学が減らされれば、選択肢が奪われ、これからの若者たちの学ぶ場が奪われる」と、大学統合計画の撤回を求め運動を続けています。大学関係者と

の合意が得られていないなかで、統合準備を進めるとの中期目標の変更は断じて許されるものではありません。

言うまでもなく大学改革は、市民の声に真摯に耳をかたむけ、大学関係者の議論と合意により進められることが肝要です。大阪市がなすべきは、未来ある若者により広く高等教育を保障するために、運営交付金を削減から増額へ転じるなど、教育研究条件の拡充に力を尽くすことであると申し上げ、討論とします。

つづきまして、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案」についてです。本条例案は、旅館業法の許可や規制の対象となっている宿泊事業を、市長が認定することにより旅館業法の適用を除外し、マンションやアパートなどの空き室を利用して事業を行えるようにするものです。

最近、テレビや新聞などでも「民泊」が取り上げられ、近隣住民とのトラブルも多く報道されています。市民生活に大きな影響を及ぼすものであり、市民の不安を取り除けない中、拙速に本条例を可決すべきではありません。

まず第一は、大都市大阪市で実施した時の見通しが立たないということです。

大阪市は約5000件の新規登録をみこんでいると答弁していますが、現在、旅館業施設監視指導計画によるとホテルは345件ですが、現行体制では3年に一度訪問検査を行うだけでも手一杯だと聞いています。5000件もの事業所を訪問し適切に監督できる体制など全く見通しはありません。

次に、生活空間に入れ替わり立ち代り外国人観光客が出入りし、近隣住民の生活環境が脅かされる恐れがあるからです。

ホテルや旅館業では、立地の条件や衛生設備など厳しい規定があります。また、玄関帳場（フロント）の設置が義務付けられており、カギ渡しの際など利用者との面接機会を設け管理するための仕組みがあります。一方、本条例に基づく事業ではフロントの設置は不要となっており、カメラなどで代替することが出来、直接会って宿泊者の確認をしなくてもいい制度となっています。

また、実際にトラブルが起きた場合において、今回、宿泊場所への立ち入り検査の権限が盛り込まれましたが、旅館業法11条による立ち入り調査は、拒否すれば罰金を徴する罰則があるのに対し、特区法では「行政による立入検査はできないが、認定の取消事由への該当性判断を目的とするものであれば、条例により規定することが可能」とあり、事業者・利用者どちらかに拒否されれば立ち入り調査することは出来ません。治安悪化を心配する市民に責任を持つことが出来ない状態だと言わなければなりません。

以上三点申し上げましたが、近隣住民の生活環境への影響が大きく、条例案に修正がかけられましたが、基本的には問題は解決されておらず。見切り発車と言わなければならなりません。

以上申し上げ反対討論とします。

「副首都推進局設置条例案」に反対する討論

せと一正議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月1日)

私は日本共産党大阪市会議員団を代表して、議案第1号 大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例案、議案第2号 副首都推進局の職員の給与の取り扱いに関する条例案、議案第8号 副首都推進局の共同設置に関する協議の3案件に、反対する討論を行います。

副首都推進局は、「大阪都構想」が否決されたことを受け、大阪を副首都にすることが必要だ、そのために最適な大都市制度はやっぱり「大阪都構想」だ、こうした流れの中で、今回提案されているものであります。副首都という目新しい旗を掲げて、大阪市を廃止し幾つかの特別区を設置したい、これが副首都推進局設置の真の狙いでありますので、到底、賛成できません。

以下、具体的に理由を述べます。

最初に、住民投票で一度否決された大阪都構想を、修正すると言って再び持ち出す、その手法についてであります。

吉村市長は、5月の住民投票の結果は重く受け止める、しかしながら、11月の市長選で一度否決された案を修正する、その議論を続けさせてくださいと訴えて当選した、これは有権者に約束した公約だから、当選した以上、バージョンアップに取り組むのは当然だと言われます。しかし、市長選挙と住民投票では性格が違うではありませんか。市長選挙は都構想の是非だけが投票の基準になったわけではありません。他方で住民投票は都構想に賛成か否かに絞ってやられた選挙であります。都構想の是非を問う民意としてどちらが重いかと言えば、住民投票の結果の方が重いのは明らかであります。

市長は、修正の議論もさせてくれないのは市長選挙で示された民意を否定するものだといわれま

す。しかし市長の言う修正の議論とは、大阪市を廃止する制度設計について、特別区の区割りや名称を変えましょうという議論であって、大阪市を廃止することをやめる選択肢がまったくないことは明らかです。これは正に、住民投票で示された、大阪市廃止には反対という民意に真っ向から背き、これを否定するものであり、この立場から、断じて認めるわけには行きません。

しかも大阪維新の会は住民投票の前に、これがラストチャンスだ、結果が拘束力を持つ法定住民投票だ、最高の民主主義だ、これに負けたら従います。こう言ったのであります。ここまで言いながら、再び、都構想を持ち出す手法は、正に大阪市政における民主主義を踏みこむものだという点も申し上げておきます。

次に、大阪を副首都にするという議論についてであります。ある新聞が、副首都推進本部でやられている議論は「的はずれな放談」だと論評しました。10万人の盆踊り、若者たちを集めての大ゲーム大会などで、副首都の機運を盛り上げようという議論であります。

首都というのは現在の東京を指す、これは分かりますが、副首都なんて定義はどこにもありません。定かでない定義の副首都をつくるために新しい大都市制度が必要だ、それが大阪都構想だというのは、まさに、市民をまどわす新たなトリックに外ならないではありませんか。こう申し上げておきます。

なぜ、大阪市民は大阪都構想に反対しているのか、改めて4つ申し上げます。

一つ目は、大阪市を廃止するからであります。大阪市はなくしませんと言う言葉とは裏腹に、歴史も文化も伝統も持って発展してきた大阪市が地

図の上からもなくなります。

二つ目は、大阪市を分割してしまうからです。現在は一つの自治体ですが、バラバラにはしませんとする言葉と裏腹に、五つの特別区と言う独立した自治体にバラバラになります。

三つ目は、特別区が大阪府の「従属団体」になるからです。現在は大阪府と対等な関係にある自立した大阪市が、五つの特別にされることにより、権限的に、そして財政的に大阪府の内部団体となり、その統制下に置かれ、大阪市民の自主決定権が奪われてしまいます。

四つ目は、大阪市民というものがなくなるからです。大阪市民の「解散」です。大阪市民は大阪市と言う自治体があってこそ存在するアイデンティティです。大阪市が廃止になったら「私は大阪市民だ」とは言えなくなります。

長い歴史と文化、伝統を持って発展し、そして大阪全域や関西を引っ張るエンジンとしての役割を現に果たしている大阪市民を、廃止・分割する、

これに、大阪市民が強く反対するのは当たり前であります。私たちもこれに同感いたします。

最後に、副首都推進局で総合区の設置を検討するからという理由で賛成するという議論に触れておきます。総合区を検討するのであれば大阪市職員だけの組織でやるのが筋ではないでしょうか。大阪府職員がトップとなり、大阪府・大阪市の職員半分ずつで構成される副首都推進局で議論をするというのは大間違いです。副首都推進局が設置されたら行政としての都構想修正案の検討が始まる、それを止めなければならないのに、総合区を検討してくれるならと言って推進局設置に賛成する、これでは、市民の理解は得られないのではないでしょうか。

住民投票の結果を受けて今やるべきことは、大阪市民を廃止せず、大阪市民を残したまま都市内分権を強める、住民の参加と住民自治を強化する、こういう街づくりだ、このことを申し上げて、反対討論といたします。

「消費税10%への増税の中止を求める意見書」に対する賛成討論

井上ひろし議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月1日)

私は、議員提出議案第6号「消費税10%への増税の中止を求める意見書」について、賛成の討論を行います。

政府は、「この3年間で雇用が増え、高い賃上げも実現し、景気は確実に回復軌道を歩んでいる」として、いわゆる「アベノミクス」の成果を喧伝してきました。

たしかに、大企業は2年連続で史上最高の利益をあげ、内部留保は3年間で38兆円も増え、初めて300兆円を突破し、一握りの富裕層は株高で資産を増やしました。しかし、大多数の国民には景気回復の実感はなく、国民生活基礎調査でも、

「生活が苦しい」と答えた人は62%にのぼり、年々増加しています。

実際、物価上昇を差し引いた労働者の実質賃金は、この3年間でマイナス5%です。年収400万円の労働者でいえば、年間20万円も賃金が目減りしているのです。

こんな時に消費税を10%に引き上げたら、食料品などの税率を8%に据え置いたとしても、1世帯あたり年間6万2千円もの負担増となり、暮らしにも経済にも、大打撃となることは明らかです。

「大企業をもうけさせれば、その恩恵がいずれ

庶民の暮らしに回る」という「トリクルダウン」の考えに立った「アベノミクス」の破綻は明らかであり、国民の暮らしの現実に立った暮らし最優先の経済対策への根本的転換こそが必要なのです。

とりわけ深刻なのは、日本社会のなかで、貧困と格差が広がっていることです。日本の相対的貧困率は16.1%。年を追うごとに悪化し、OECD加盟34カ国の中で悪い方から数えて6番目です。一人親家庭の貧困率は54.6%、OECD加盟国で最悪です。国民の多くが、突然貧困に陥る危険と隣り合わせで生活しています。

「貧困大国」からの脱却は、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障した憲法の要請であるとともに、家計という経済の最大のエンジンを温めて経済の好循環を生み出すカギとなります。

所得の低い人により重い負担となる消費税は、税率を上げれば上げるほど貧困と格差が拡大します。国は、消費税10%への増税はきっぱり中止し、今こそ大企業と富裕層への優遇税制をただし、応分の負担を求める税制改革に改めるべきです。

以上、討論とします。

「教育長の任命」についての質疑

井上ひろし議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 2016年3月28日

●井上ひろし議員

私は「教育長の任命」について、市長および教育長候補者に質問いたします。

2014年6月、地方教育行政法が改悪されたことにより、教育委員会制度の根幹が大きく歪められようとしています。これまでの教育委員長と教育長を一本化し、首長が教育長を任命するとしており、教育委員会から、教育長の任命権も教育長を指揮監督する権限も奪うものであります。これらは、教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会はその独立性を損ない、首長と教育長に強く支配されることとなります。

さらに、首長が招集権限を持ち、首長と教育委員会に組織される「総合教育会議」が設置され、首長が教育の振興に関する大綱を策定します。これでは、教育委員会は形だけとなり、「教育の政治的中立」が脅かされることとなります。

もともと、教育委員会制度は、戦後の1948年、選挙で選ばれた教育委員達が、その自治体の

教育のあり方を決めるという、民主的な制度として発足しました。戦前の中央集権型の教育行政の反省に立ち、「不当な支配」から教育の自主性を保障し、首長への権限の集中を防止するための地方自治の仕組みとしてつくられたのであります。

しかし、1956年の地方教育行政法の改悪により、公選制が廃止され、教育委員会の形骸化が進みました。その背景には、歴代政府が国の方針を学校現場に押し付けるため、教育委員会事務局にその役割をおわせ、教育委員会の自主性を奪ってきたという問題があります。その結果、教育行政の中に閉鎖的で官僚的な対応も広がり、教育委員会は、地方の教育行政の意思決定を行う住民代表の合議体としての役割が、十分に発揮できていないという問題を抱えていると考えます。

したがって本来、教育委員会制度は、制度発足当初の理念を具体化する方向の改革こそが必要であることを、わが党は一貫して主張してきました。教育は、こども達の成長、発達、人格の完成を目指すものであり、この目的を達するために

は、こども一人ひとりの個性、創造性、自発性が尊重され、人として持っている潜在的な能力が十分発揮できるよう、教育環境を整備するための施策を実現していくことが重要なのであります。これらの教育の理念は、社会がいかに変化しようとも変わらない教育の本質的、普遍的原理であります。

「教育の政治的中立」とは、政治的見解によって教育環境、教育施策が変遷することにより、教育の本質的、普遍的原理が歪められることのない制度設計を確立することを意味するのです。だからこそ憲法のもとでは、政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められているのであります。

私は、「教育の政治的中立」を確保するために、多様な属性をもつ複数の教育委員による合議制である教育委員会制度が設けられていると理解していますが、「教育の政治的中立」を今後、新体制の下どのように担保していこうと考えているのか、市長および教育長候補者に答弁を求めます。

次に、「学校教育の質の向上」に関して、教育長候補者にお尋ねします。所信表明において、「特に力を入れて取り組みたい5つの施策」の2つ目に「学校教育の質の向上」が挙げられ、「教職員の資質の向上」「優秀な人材の確保」「個々の教員のモチベーションの向上」「各学校の実情に応じた教職員体制の構築」に取り組むとのことでありました。

しかしながら、期限付き講師に頼らざるを得ない慢性的な本務教諭不足と、それに伴う長時間・過重労働の問題については、教育現場においてとりわけ解決が急がれている深刻な問題であるにも関わらず、解決の糸口が全く見えてきません。

この点についてどのように改善をはかっていくのか、具体的にお答え下さい。

続いて、「学校教育の質の向上」に関して、教育長候補者にもう一点お尋ねします。所信表明では、「学校教育の質の向上」との関わりで「学校配置の適正化」を進めるとのことでありました。

「学校配置の適正化」は言うまでもなく、児童・

生徒の保護者や、地域住民の十分な理解と協力が不可欠であり、これはむしろ「地域とともにある学校づくり」をどのように進めるかという類の問題であることを指摘しておきます。その上で「学校配置の適正化」の進め方について、これまでの取り組みをどう総括されているのか、また「学校教育の質の向上」をはかるためには、教育効果が認められている「少人数学級」を積極的に推進するべきだと考えますが、合わせてお答え下さい。

最後に、「私が最も大事にしたいのは、現場目線です。」という表明について教育長候補者にお尋ねします。

私は、「現場目線」という問題と、冒頭にお尋ねした「教育の政治的中立」という問題は、表裏一体のものと認識しております。

本市では、橋下前市長が、全職員に対する違法な思想調査を行おうとした時、本市教育委員会が否決し学校現場を守りました。まさに「現場目線」が「市長目線」の「不当な政治介入」を退ける判断を下したのであり、これは、教育委員会が首長から独立した意思決定機関だからこそできたのであります。その後、訴訟にまで発展した思想調査は高裁でも断罪され、ついに本市は上告を断念しました。これは、教育委員会の当時の判断が正しかったことを裏付けるものとなりましたが、教育委員会を首長のもとに置けば、前市政の時のような「不当な政治介入」がいつそう助長されるのではと懸念します。

前市政時の教育行政を振り返り、「不当な政治介入」とは一線を画し、本当に「現場目線」を毅然と貫いてきたという認識をお持ちなのかお答え下さい。

以上、大きく4点について、答弁を求めます。

◆吉村洋文市長

まず教育の政治的中立性に関してですが、これは解釈の幅がある概念だと思っております。ただ、教育基本法の中でこの教育の政治的中立性というのが明確に記載しておりまして、学校の教育活動については一党一派の思想に偏ってはならないということが明確に規定されております。私自

身もそれは非常に大切な概念だというふうに思っておりまして、それをしっかり守っていききたいというふうに思っています。

今回の地方行法の改正についてもですね、政治的中立性をいかに守るかというその要請と、それから市民の代表である首長と教育委員会がいかに連携して充実した教育体制を整えるか、そういった利益交流の中で、そういった議論を十分にされた上で、今回の法整備がされたものと認識しております。今回その法整備によって改正された法に基づいて新教育長制度に移行したいというふうに考えております。

この地方公共団体が行います教育、学術、文化に関する事務、これは広範にわたりますが、教育関係の事務については、その政治的、中立性を維持するということが強く求められていますから、公正による属人性の機関とは別に合議体の執行機関として教育委員会が設置されています。

この教育委員会、教育委員会制度残っているわけでありまして。新制度におきましても市長から独立した行政委員会として、教育委員会を執行機関として残すということにされておりまして、引き続き政治的中立性、これは確保されることになるというように認識しております。

また、非常に重要になってきます総合教育会議であります。それもすべてフルオープンにしまして、マスコミの皆さんから市民の皆さん、そして議会の皆さんのチェックもしっかり受けですね、その政治的中立性をはかりつつ市長として、しっかり教育委員会と議論をして、子ども達のそういった教育環境を整えることを邁進していきたいと思っております。

◆山本晋次教育長候補

まず、教育の政治的、中立についてでございますが、ただいま市長がご答弁した通りでございます。その主旨を踏まえてまいりたいと考えております。

次に、学校教育の質の向上についてでございますが、教育水準の維持、向上には教育環境の充実が重要であり、その中で教員が担う役割は大きい

と認識しております。

これに対し、本市では独自に学校における体制整備といたしまして、習熟度別少人数授業の講師配置をはじめ、副校長、教頭補佐、教頭補助の配置などの施策を強力に推進しております。また、教職員の負担軽減に向け、校務支援、ICTの活用や部活動の民間委託に関する研究などに取り組んでおります。今後、これらの施策を充実してまいりますことで教員がその持てる能力を十分に発揮し、学校が子どもの活気にあふれる場となるよう学校の活性化に向けて施策を推進する所存でございます。

次に、学校配置の適正化の進め方についてでございますが、11学級以下の過小規模校につきましては、人間関係が固定化する傾向があり切磋琢磨の機会が少なく、教育活動の幅が狭くなる等の課題がございますことから、子ども達のよりよい教育環境の確保と教育活動の充実をはかるため、これまで38の小学校を対象として統合を実施するなど学校の適正配置に取り組んでまいりました。平成27年度からは、新たに分権型教育行政といたしまして、区と教育委員会とが連携して、学校配置のあり方を検討するとともに保護者や地域住民等との協議、調整を進めているところでございます。

都心回帰により新たな課題となった過大規模校の対策も含め、子ども達の教育活動に最適な規模で人材や財源を適切に配分できますよう、区とも連携を強化し、今後ともさらに適正化の取り組みを推進してまいり所存でございます。

また、少人数学級についてでございますが、全国的に少子化が進むなか、国会におきましては平成23年に公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が全会一致で改正され、学級編成の標準を順次改定し、それに必要な財源の確保に努めることが附則に明記されております。安倍内閣総理大臣もこの附則の主旨を踏まえ、さらなる35人学級の実現に向けて鋭意努力していく旨の国会答弁を行っております。そういった経過を踏まえ、義務教育にかかる学級編成の標準の引き下げは、まさに国が責任を持って必要な

財源を確保し、速やかに実施すべきであると考えております。

次に、現場目線についてでございますが、私は先ほども所信表明でも述べましたように、学校や地域保護者等の意見を聞きながら施策等を検討、実施していくことが重要であると考えております。

これまでも教育委員会におきましては、マネジメント改革として校長がリーダーシップを発揮した活気ある学校づくりができるよう各学校で校長が中心となり、独自の目標や取り組みを掲げた運営に関する計画を定め、そこに定められた目標の達成に必要な予算について優れた提案に対して重点的に予算を確保する校長経営戦略予算など、校長が裁量を発揮できる仕組みを構築するとともに、管理職を中心とした学校の組織マネジメント体制の改革を進めてまいりました。また、ガバナンス改革といたしまして、学校協議会を設置するとともに、各学校において学校運営に関する情報を積極的に提供し、保護者や地域住民等の理解や協力を得るよう取り組みを進めてまいりました。

さらに、ニアイズベターの観点から、区長を区担当教育次長に位置づけ、保護者や地域住民、校長等の多様な意見、ニーズを地域に身近な区がくみ取りながら学校や地域の実情や課題により適した取り組みが展開できるよう、今年度より分権型教育行政への転換がかかっているところでございます。私といたしましては、今後これらの取り組みをさらに進め、学校や地域、保護者との意見を十分にくみ取り対話をしながら、本市の子ども達が学力を身につけながら健やかに成長していけるようしっかりと教育行政を推進してまいり所存でございます。

●井上ひろし議員

教育長候補者に2点再質問します。「学校配置の適正化の進め方」について、「子ども達のより良い教育環境の確保と教育活動の充実を図るために、これまで取り組んできた。」とのご答弁でした。果たして本当にそうでしょうか。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模

・適正配置等に関する手引」には、つぎのようにあります。「学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前のこどもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど『地域とともにある学校づくり』の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。」

私は、文部科学省が指し示す立場に首尾一貫、徹することが何より重要であると考えます。しかしながら本市においては、「統合ありき」で、あるいは教育学的にも十分検証されておらず、課題が山積している「小中一貫校ありき」で、行政の一方向的な都合を優先させて進めてきたのではありませんか。まず、この点について再度答弁を求めます。

合わせて、教育長候補者が最も大事にしたいとされている「現場目線」についてです。橋下前市政時は、まさに「市長目線」の「不当な政治介入」の嵐が吹き荒れ、教育現場はその被害を著しく受けました。

改めてお尋ねします。「不当な政治介入」とは一線を画し、本当に子ども達や保護者、地域に寄り添い、「現場目線」を毅然と貫く覚悟がごありか、この点についても再度答弁を求めます。

◆山本晋次教育長候補

まず学校配置の適正化の進め方につきましては、従前より各学校の統廃合等につきましては十分に時間をかけ、地域、保護者の皆様方と十分なお話し合いを尽くして対応をしてまいりました。今後とも子ども達の十分な教育環境の確保のために、課題となっております学校に対しては、十分に地域、保護者のご意見をいただきながら、十分な時間と対話を心がけて学校配置の適正化を進めてまいりたいと考えております。

また現場目線につきましては、先ほどもご答弁を申しあげましたが、今進めております様々な施

策、あるいは新しい施策を進めていくうえで、私は学校や地域、保護者等の意見を十分にくみ取り、また対話を心がけながら、本市の子ども達が学力やあるいは社会性を十分身につけながら健やかに成長していけるよう教育行政を推進していきたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

●井上ひろし議員

まず、学校配置の適正化の進め方については、関係者に対して十分に意見を聞くというご答弁がありました。そのご答弁しっかりと覚えておきたいと思えます。

同時に、最初にご答弁がありました少人数学級につきましては極めて消極的なご答弁でありました。国まかせにしているのはダメです。その効果、成果自体はお認めになっているわけですから、国任せにせず本市としても積極的に取り組むように強く求めておきます。

これからの本市の教育行政は、前市政によって残された深い爪痕とトラウマを修復、除去していくことが、まず優先的に行われなければならないと認識しております。前市政の教育改革の取り組みを継続するという立場は到底認められないと申しあげて私の質問を終わります。

新教育長任命に反対する討論

せと一正議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月28日)

私は日本共産党大阪市議員団を代表して、只今上程されました、教育長に山本候補を任命する案件に反対する討論を行います。

任命同意にあたっての所信表明を拝見させていただき、また先ほどの我が会派の井上浩議員の質問に対する答弁もお聞きしましたが、残念ながら、山本候補は大阪市教育委員会の教育長としては不適任だと申し上げなければなりません。

その理由の第一は、新しい教育委員会制度は、これまで教育委員会が持っていた教育長を任命する権限と教育長に対する指揮監督の権限を奪った上に、教育長を任命し罷免する権限を市長に与えています。これでは、教育長任命には市議会の同意が必要だとは言え、教育委員会は市長に強く支配されることになるのは間違いありません。さらに、市長と教育委員会で組織される総合教育会議で、市長が教育の振興に関する大綱を策定する、大阪市のあつては大阪市教育振興基本計画をもって大綱に代えるとしていますが、これでは、

教育委員会は正に形だけになり、教育の政治的中立が脅かされる、このことも間違いありません。

ところが、吉村市長は先程の答弁で、「新制度においても、市長から独立した行政委員会としての教育委員会を執行機関として残すことから、引き続き教育の政治的中立性は確保される」と強弁し、山本候補も「政治的中立については、市長が答弁した点を踏まえる」と答弁されました。吉村市長の答弁もまた山本候補の答弁も、新しい教育委員会制度が、教育の政治的中立性を奪う大きな危険性をもっているにもかかわらず、この危険性を覆い隠すものと言わなければなりません。新しい教育委員会制度の趣旨に沿った教育行政を進めようとしている山本候補の任命に同意するわけにはいきません。

理由の第二は、学校教育の質の向上に関して、教員のモチベーションの向上や教員不足・過重負担をどう改善していくのかと問うたのに対して、山本候補は教員不足を抜本的に解消する決意も方

策も示しませんでした。「学校配置の適正化の進め方」についてこれまでの取組みをどう総括しているのかの問いに対しても、この間地域や保護者などから教育委員会の強引な進め方にたいして批判の声があがっているにも関わらず意に介さないような答弁をされました。「少人数学級」を推進する考えはないのかという問いに対しては、山本候補は「義務教育にかかる学級編成の標準の引き下げは、国が責任を持って必要な財源を確保し速やかに実施すべきである」とまるで人事のような答弁をされました。この問題では全国で自治体が国の施策を待つのではなく必死の努力をし、名古屋市は小学校1・2年で30人、中学校1年で35人、京都市も中学校3年で30人学級を実施していま

す。これらの点において山本候補の答弁は到底、容認できません。

同意できない理由の最後は、山本候補が所信表明において、これまでの橋下前市長の下での3年間を手放して「教育改革の取組み」だと評価しこれを継続するとしている点であります。山本候補は、本市の中学生の不登校数が全国に比して高い割合にあると述べていますが、これは、橋下前市長が進めてきた競争教育・管理主義教育と決して無縁ではありません。大阪市における学校教育をこうした角度から見ることはできない人物に大阪市の教育を託すことはできません。

以上をもって、反対討論といたします。

「市立環境科学研究所と府立公衆衛生研究所の統合に関する条例案」に反対する討論

井上ひろし議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月29日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、議案第100号「大阪市立環境科学研究所を廃止する条例案」、議案第101号「独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する条例案」、および議案第166号「大阪市立環境科学研究所センター条例案」に反対する討論を行います。この間、議案第166号が急きょ追加提案され、さらにこの追加提案された条例案に一部修正が加えられ再提案されました。幾度も繰り返された議論を通じ浮き彫りになった、条例案の欠陥と根本矛盾を覆い隠さんがための、必至の工作劇がこのわずかな間に「ドタバタ」と展開されましたが、いくら様々な言葉を継ぎはぎしてごまかそうとしても、事の本質は何ら変わっていないのであります。以下、具体的に反対理由を述べます。

まず、反対理由の第一は、市立環境科学研究所と府立公衆衛生研究所の統合・独立行政法人化に

よって、市立環境科学研究所には公権力の行使が及ぶ一方、独法化する大阪健康安全基盤研究所には公権力を行使できないという点です。

つまり、本市直営として残す環境科学研究所に対しては、市民の代表たる市長が直接、指示・命令することができますが、独法施設に対しては、市長も知事も直接、指示・命令ができないのであります。

そもそも、地方独立行政法人法第2条には、「地方公共団体自身が直接実施する必要のないものを効率的・効果的に行う」と定義されており、責任を負うべき公衆衛生に、行政が直接責任を持つてなくなるという重大な欠陥が根本にあります。

第二に、環科研・公衛研が蓄積してきた、技術やノウハウが継承されないという点です。独法化によって、これまで本市の各部局が環科研に委託

していた検査も、民間や財団など原則どこへ依頼してもいいことになり、日常的な検査等も入札によりコストの安いところへ委託するのが一般的になるのは必然です。

調査研究・健康危機事象へ対応する技術やノウハウは、日常の検査の蓄積の上にあるのであり、効率性や自主性を追及しなければならない独立行政法人では、生命と安全を守る責務を果たせないのであります。

第三に、運営費の増額はおろか、現水準の維持さえ困難になり機能が確実に後退するという点です。

理事者は、独法化の目的は「コストの削減ではない」と繰り返しますが、それなら直営で続ければ良いではありませんか。独法化されて以降、直営の時よりも運営費が増えたなどという事例は、どこを探しても見つかりません。現に、独法化を目指す中で人も予算も減らし続けているではありませんか。

以上、3つの点で反対理由を申し上げましたが、市民の生命と安全に関わる公衆衛生行政に、歴史的な汚点を残す、市民不在の「制度いじりの大改悪」に対し、満身の怒りを込めて反対を表明し、討論とします。

「バス民営化基本方針案、経営健全化計画案」に対する反対討論

山中智子議員

(議員団事務局で編集)

2016年第1回定例会 (2016年3月29日)

私は、日本共産党大阪市会議員団を代表して、議案第104号、105号、大阪市自動車運送事業の引き継ぎに関する基本方針案、すなわち、民営化基本方針案、ならびに経営健全化計画案に反対の討論を行います。

バス事業は、昭和2年、阿倍野橋 - 平野間開業以来、民営バスを買収するなど、事業の拡大をはかりつつ、市民の身近な足として、あるいは、地下鉄との一体的な交通ネットワークの担い手として、大阪の住みよく明るい街づくりに貢献してまいりました。

このバスの果たすべき役割は、高齢社会の一層の進展の下、ますます強く大きくなりこそすれ、いささかも、減ずるものではありません。

ところが、民営化ありきの吉村市長、ならびに交通当局は、こともあろうに、バス事業とは全く無縁な土地信託事業＝オスカードリームの失敗をテコに、その90年もの歴史に、強引に幕をおろそうとしているのです。

断じて容認することはできません。

以下、具体的に指摘いたします。

確かに、バス事業は、経営面においては、交通渋滞によるバス離れがあったり、地下鉄に乗客が移行したりと、厳しい苦難の連続であったかと思えます。

しかしながら、その果たすべき役割の大きさに鑑み、昭和40年代、50年代には、第一次、第二次の再建計画のなかで、地下鉄からの応分の支援もありましたけれども、まだ地下鉄も厳しい時代ですから、主として、一般会計から毎年多額の繰り入れを行い、市民にとってかけがえのないバスを支えて来たわけです。

それが、昭和60年代、そして平成の時代になると、ムダな大型開発の失敗によって、一般会計などが厳しくなるなか、今度は、逆に、地下鉄が利益を積み上げられるようになりました。そうして、平成20年度、21年度の都合106億円の地下鉄からの出資につづいて、平成22年度には、毎年30億円、地下鉄からバスへの繰り入れを行うなどを内容とする、アクションプランを策定しました。

地下鉄網の整備に伴って、バスのドル箱が失われたこと、そしてなによりも、バス・地下鉄一体のネットワークの中で、バスが地下鉄を補完する機能を持っていることに着目した、地下鉄からのバス支援が、アクションプランという形で実を結んだのです。

ところが、橋下前市長の民営化方針の下、突然、何の根拠も示されないまま、平成23年度をもって、この地下鉄からの繰り入れが打ち切られてしまったわけです。

以後、次々と路線も便数もカットされるようになったことは周知の通りです。

そんな矢先、生じたのが、オスカードリームの実に283億円もの巨額にのぼる和解金の支払いです。

オール大阪、オール交通局で進めた土地信託事業の失敗の責任を、理不尽にも、交通局は、すべてバスに押し付けたのです。

中津、守口、住吉などの営業所を地下鉄に有償所管替えさせた上、不足する160億円を地下鉄からの返済期間1年以内の一時貸付にして、元より返済できるはずがないので、無理矢理4年以内につぶしてしまう、ということです。

こんな反市民的なやり方があるのでしょうか。

今、交通局は口を開けば、バスは破綻している、破綻していると言いますが、しかしながら、この間、バス事業は、路線カットや給与カットをしているとは言え、インバウンドや燃料安にも助けられて、平成25年度4億円、26年度10億円に続いて、今年度も10億円の経常利益が出る見込みとなっています。

昭和58年度から30年間、ずっと経常赤字を記録して来たバス事業が、3年連続経常利益を出すことになるわけです。28年度も引き続き、乗客収入が伸びることが予測されています。この面からも、民営化はすべきではないと強く申しあげたいと思います。

問題は、160億円の一時的借入金ですが、交通局は言うに事欠いて、地下鉄の経営責任論なるものまで持ち出して、この解消をはかることを拒否しています。しかし、地下鉄は市民の税金と乗車料

金で築いた市民の財産です。地下鉄の経営責任、それはまさに、市民、利用者にかけているのです。同じくバスも市民にとってかけがえのないものです。そのバスの破たんを避けるために、地下鉄が支援をする、当然ではありませんか。

この160億円については、長期貸付にするなり、出資金にするなりすればいいのです。そうすれば、経営健全化計画など出す必要はありません。自明のことです。

そして、民営化をやめれば、75億円から100億円にのぼる退職金や、69億円の企業債の償還等の支出が不要となり、わずかに残った井高野、西島など4営業所やバス車両530両は売却する必要もなくなります。

その上、当然ながら、一般会計と地下鉄からの出資金、貸付金はき損されず、八方丸く治まるというものではありませんか。

それに、交通局は、現在の路線、便数を、民営化後、少なくとも10年は守るとしていますが、前段に「原則として」などという文言が入っていることに加え、札幌、呉など、過去のあまたの民営化事例が示す通り、何らの保証にもなりえません。

以上、両案には全く道理がありませんので、到底、賛成できないと重ねて強く申しあげ、反対討論といたします。

● 国民健康保険関連 ●

「2015年度国保会計補正予算案の修正を求める動議」の提案説明

井上ひろし議員

(議事録より抜粋)

2015年第2回定例会 (2015年5月29日)

私は、日本共産党大阪市議員団を代表して、議案第179号、2015年度大阪市国民健康保険事業会計補正予算案の修正を求める動議について御説明をいたします。

修正動議の内容は、2014年度の国民健康保険事業会計への2015年度歳入からの繰上充用の財源126億円の全額について、国庫支出金を充てるよう修正するというものです。

市長案では、繰上充用の財源について、半額の63億円は2015年度の滞納繰越分保険料収納追加分を充て、残りの半額を国庫支出金に求めています。

我が党は、繰上充用の財源については全額国庫支出金追加分を充てるとともに、滞納繰越分保険料収納追加分については、国保料の支払いに苦しむ市民の今後の保険料軽減に充てるのが当然だと考え、この修正案によって国保料引き下げを実現しようとするものです。

まず、なぜ繰上充用の財源の全額を国庫支出金に求めるべきか、その根拠及び理由について申し上げます。

第一は、そもそも国民健康保険法では、その第1条において「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定め、さらに、第4条では「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。」と、国保の健全運営に対する国の責務を明確に定めております。

法の趣旨から見て、本市の昨年度までの国保事

業会計での不足財源については全額国庫支出金を充てるべきだと考えるからであります。

第二に、繰上充用しなければならない国保会計の累積赤字の主な原因は、1984年に国庫支出金を医療費の45%から38.5%へと大幅削減したことに続き、事務費負担を全廃するなどの改悪が行われ、本市国保会計の歳入総額に対する国庫支出金の負担率が約60%から約27%へと大幅に低下させられてきたことにあります。

その結果、国保を運営する自治体と加入する被保険者の負担が大きくなり、国はみずからの役割を放棄し、矛盾のしわ寄せを自治体と被保険者に押しつけてきたからであります。

だからこそ、本市の国保会計の収支不足の全額を補填するために、国に対して国庫支出金の大幅な増額を求めていくのは当然のことです。

次に、繰上充用財源に充てようとしている滞納繰越分保険料収納追加分を、なぜ保険料の引き下げに充てるべきか、その理由について申し上げます。

第一は、本市の国保料の実態が、被保険者にとって余りにも過酷で情け容赦のないものになっているからであります。

40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯で所得200万円の場合、国保料は介護分を含め約36万円で、所得の20%を占めます。これは、全国20の政令指定都市の平均額よりも高いものになっています。

また、大阪市の国保加入世帯の平均所得は約97万円と、全国平均の140万円、大阪府平均の121万円と比べ、大幅に低くなっており、生活の実態か

ら乖離した国保料を引き下げる必要性はますます高まっています。

第二に、本市の国保会計は後期高齢者医療保険と分離した2008年度以降、ほぼ毎年黒字を計上し、これが累積赤字の解消と一般会計からの任意繰り入れの減額に費やされ、保険料の引き下げに全く生かされていないからであります。

今回の補正予算案によって明らかになった決算見込みでも、2014年度も3億円の黒字となっています。その結果、2008年度から2014年度までの7年間で、何と259億9,000万円もの黒字となります。これに加えて、一般会計からの国保会計への任意繰り入れを2008年度の215億円から、2015年度予算では142億円へと73億円も減らしています。

これだけ黒字を出し、一般会計からの任意繰り入れを減らしているのに、昨年度まで2年連続で引き上げを行っているのであります。こんなやり方は、市民の納得が到底得られないのも当然であります。

国保会計の好転が国保加入者には全く反映されないで、一層過酷にするなどということは許されないのであります。今こそ、国保料の引き下げへの見直しを具体化すべきであります。

以上、本修正動議に議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

意見書・決議の目次

可決した意見書／各派の賛否

案件名	可決日	共産	維新	公明	自民	みらい
児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	2016年3月29日	○	○	○	○	○
保育士確保をはじめとした総合的な待機児童対策の推進を求める意見書	2016年3月29日	○	○	○	○	○
脳しんとうを発端とするいわゆる「軽度外傷性脳損傷」の周知や予防、措置の推進等を求める意見書	2016年3月29日	○	○	○	○	○
こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書	2016年3月1日	○	○	○	○	○
公立大学の制約の解消を求める意見書	2015年10月23日	○	○	○	○	○
リニア中央新幹線の全線同時開業を求める意見書	2015年10月23日	×	○	○	○	○
中小企業庁や特許庁の大阪移転による首都機能の分散化を求める意見書	2015年10月23日	×	○	○	○	○
地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	2015年9月25日	○	○	○	○	○
認知症への取り組みの充実強化に関する意見書	2015年9月25日	○	○	○	○	○
ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を求める意見書	2015年6月10日	○	○	○	○	○

可決した決議／各派の賛否

案件名	可決日	共産	維新	公明	自民	みらい
世界の平和を脅かす北朝鮮の暴挙に抗議する決議	2016年2月16日	○	○	○	○	○

●可決した意見書●

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

[2016年3月29日]

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加している。

こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトの一つとして、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。

大阪市においても、児童虐待相談対応件数は年々増加しており、政令指定都市の中で最も多く、平成26年度では4,554件となっている。

よって国におかれては、同プロジェクトで示された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項について速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。
2. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態を早急に改善し、通告しやすい体制を整えること。また、通告に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等の職員配置を充実させるとともに、子どもの権利を擁護する観点から弁護士を活用等を積極的に図ること。
4. 学校園・保育所や医療機関、警察等における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通告を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
5. 一時保護所について、環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親委託や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
6. 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託解除後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保育士確保をはじめとした総合的な待機児童 対策の推進を求める意見書

[2016年3月29日]

待機児童対策への国民の関心が高まる中、依然、子育てをめぐる環境は厳しく、保育所に入りたくても入れない状況が続いている。

大阪市では、これまで国の財源を活用し、保育所等の整備を進めるとともに、居室面積基準の緩和などにより、待機児童解消に取り組んできた。しかしながら、地域によっては子育て世帯が増加していることから、待機児童ゼロへの道筋は依然として見えない状況にある。

また、マンション建設による特定エリアの待機児童の急増が見られるとともに、本年4月から国に先駆け5歳児の教育費無償化を実施する方針を打ち出しているが、無償化に伴い新たな保育ニーズの掘り起こしが予想される。

保育所に入れられない市民の切実な願いが日増しに高まっており、あわせて保育所現場からは保育士不足が深刻化し新年度からの児童の受け入れが難しい、事業者からは必要な保育士を確保できないため新設の応募を見送らざるをえないという声を聞いている。

今や、待機児童解消を実現するためには、保育施設の整備はもとより、保育士確保を含め総合的に取り組むことが重要となっている。

よって国におかれては、保育士不足の解消に向けて、保育士の離職防止や継続雇用を図るための処遇改善、負担軽減、勤務環境の改善をはじめ、都市部の実情に応じた施設整備補助単価の上乗せなど、施策の拡充や地方財源の負担割合の軽減に積極的に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

脳しんとうを発端とするいわゆる「軽度外傷 性脳損傷」の周知や予防、措置の推進等を求 める意見書

[2016年3月29日]

いわゆる「軽度外傷性脳損傷」は、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがある。主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩である。また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間後に発症することもある。

「軽度外傷性脳損傷」を引き起こす脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があり、誰もが転倒、自転車事故、スポーツ等、日常の活動中に受傷する可能性がある。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、非常に危険である。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらには平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための

提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されているが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、初期対応が遅れてしまうことも考えられる。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 脳しんとうが疑われる場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受けることができるなど、適切に対応できる医療連携体制の構築を進めること。
2. 脳しんとうについて、スポーツによる脳震盪評価ツール（SCAT 3、PocketSCAT 2）等を活用し、医療機関はもとより、国民、教育機関への周知・啓発を図り、予防措置を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書

[2016年3月1日]

今後も急速な少子高齢化が進む中で、長寿社会をしっかりと支えていくためには現役世代に十分な投資を行うことが極めて重要である。特に収入や資産の少ない若い世代が安心して結婚・子育てができる環境を整備することは急務であり、各地方自治体においてニーズに合った子育て世帯の負担の大胆な軽減を行い、少子化対策の強化を図らなければならない状況である。

大阪市においては、この間、子育て世帯の負担軽減を図るため、中学校卒業までこども医療費助成を拡充してきた。厳しい財政状況の中ではあるが、こどもたちが安心して医療を受けることができるよう、今後もその拡充をめざしているところである。

しかしながら、このように地方自治体が行っている独自のこども医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策にもかかわらず、国民健康保険の国庫負担金が減額されるという不合理なペナルティが課せられており、施策推進の大きな支障ともなっている。

国会においても、本年1月の衆議院予算委員会で本件に関する質疑が行われ、厚生労働大臣からは見直しに向けて地方自治体を初めとする関係諸団体から意見ヒアリングを行う旨の答弁があり、見直しに向けた機運が高まっているところである。

よって国におかれては、地方の声を真摯に受け止め、子育て支援の観点から、地方自治体が行うこどもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公立大学の制約の解消を求める意見書

[2015年10月23日]

大阪市立大学のような文系・理系・医学系を擁する総合大学である公立大学は、教育・研究の活性化において、国立大学や私立大学とともに、地域における高等教育機関として重要な役割を担っており、また医学部附属病院は、地域の基幹病院としての役割も担っている。

しかし公立大学法人は、地方独立行政法人法において、大学（または大学と高等専門学校）の設置及び管理にその業務を限定されており、その他の規定においても、研究成果を事業化する際の出資や施設整備を行う際の長期借入が禁止されている。特に長期借入に関しては、私立大学のほか、国立大学でも土地の取得、施設や設備の設置等の目的で認められている一方、公立大学には全く認められておらず、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資するなど、教育・研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。このように国立大学法人と比較して、法律に起因する運営上の制約が多く、このことが法人の自律的な運営を妨げる一因となっている。

よって国におかれては、大学の規模や研究成果、附属病院の有無、経営状況など、一定の条件を満たす公立大学については、法律上も国立大学と同等の取り扱いになるよう制度改善を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

リニア中央新幹線の全線同時開業を求める意見書

[2015年10月23日]

リニア中央新幹線は、日本の大動脈を二重化し、国土の強靱化に資するとともに、東京・名古屋・大阪の時間距離を大幅に短縮することで、世界に類を見ないスーパー・メガリージョンの成立を支える国土政策上、極めて重要な社会基盤である。

このような今世紀最大の国家プロジェクトをJR東海が単一企業の力で実現しようとする英断に敬意を表するとともに、企業として健全経営を維持するために、二段階開業をせざるを得ない事情について、一定理解をするところである。

全線同時開業と名古屋暫定開業における経済効果の差は全国で年間6,700億円となり、日本のGDPを0.14%引き上げる国内最大規模のプロジェクトとなる。経済効果が波及する地域は、直接的な効果が生じる首都圏、中部圏、関西圏のみならず、中国、九州地方など全国に及び、地域創生を支える重要な交通基盤となる。しかし、全線開業と名古屋暫定開業との間に、18年もの空白期間を生じることは、日本にとって、またとない成長機会を逸することになる。

さらに、現在、東海道新幹線を最も利用しているのは、大阪圏～東京圏の利用者であり（名古屋圏～東京圏に対して大阪圏～東京圏の利用者は1.6倍）、その最大の利用者が、莫大なりニア中央新幹線建設費を負担するにもかかわらず、名古屋開業の18年後でなければ、その恩恵を受けることができないことも問題である。

国土軸を新たに形成する、こうした国家的事業は、本来、日本の成長を考える立場から、また一民間企業では負いきれない負担やリスクが予想される。

よって国におかれては、建設時に重大な影響を与えかねない金利リスクを緩和する観点から、財政投融资などの枠組みを用いた無利子資金や低利資金、あるいは政府保証など政府による必要な金融支援策を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業庁や特許庁の大阪移転による首都機能の分散化を求める意見書

2015年10月23日

我が国の中枢機能は首都圏に集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合には、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都圏においていかなる事態が発生した場合でも首都中枢機能が継続できるよう、平時から地方に機能・権限を分散することも含め、必要な措置を講じることが国家の危機管理として必要である。さらに危機管理の観点に加え、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換を目指した国土政策、産業政策を進めることも必要である。

大阪は、これまでも我が国の発展をリードし、世界から人・もの・投資などを呼び込む国際競争力や都市魅力を備えており、経済活力にあふれる大都市へと発展させ、我が国全体の成長に貢献できる先導役を果たしていくポテンシャルがある。

よって国におかれては、非常事態が発生した場合でも、産業活動を継続し、国の競争力維持にも資する体制を関西に構築するとともに、大阪を日本経済の成長を牽引する重要な拠点と位置づけるために、中小企業庁、特許庁など経済関連の省庁の一部を大阪へ移転させることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

2015年9月25日

将来にわたる「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、地方創生に係る総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中の「地方版総合戦略」策定に向けた取り組みを推進することから、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源を確保することが重要となる。

よって国におかれては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって活用しやすいものにする事。
4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

[2015年9月25日]

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

特に、世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みは世界からも注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指している。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが一層求められるところである。

よって国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
4. 認知症施策推進総合戦略の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に

行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を求め る意見書

[2015年6月10日]

近年、我が国では、特定の国籍の外国人を排斥し、差別を助長する趣旨のヘイトスピーチが行われるなど、外国人等を巡る人権問題について憂慮すべき状況が生じている。

大阪市においても、デモや街宣活動といったヘイトスピーチが頻繁に行われている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

また、最近の事例では、最高裁判所が平成26年12月9日、ヘイトスピーチを行った団体側の上告を棄却したことにより、団体の示威活動が人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当し、表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていると判断した大阪高裁判決が確定した。

よって国におかれては、このような状況を踏まえ、市民の人権を擁護する観点から、ヘイトスピーチの根絶に向けて実効性のある法律の整備を視野に入れた対策を早急に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

●可決した決議●

世界の平和を脅かす北朝鮮の暴挙に抗議する 決議

[2016年2月16日]

世界の平和は我が国のみならず人類共通の願いである。

我が国は太平洋戦争という悲惨な体験をもとに、二度と戦争を起こさない不断の努力を行ってきた。さらに本市会でも「平和都市宣言」など幾度となく平和に関する議決を行っている。

2月7日に北朝鮮が発射した弾道ミサイルは我が国の領空を侵犯し沖縄上空を通過した。弾道ミサイルの発射は紛れもなく国連安保理決議に違反している暴挙である。

これまでも本市会としては、北朝鮮の核実験に対して平成18年10月、平成21年5月、平成25年2月とその都度抗議の声を全会一致であげてきたところである。また、国連安全保障理事会からも幾度となく非難されているにも関わらず、その声を無視し1月6日の水爆実験の実施発表、続いて2月7日の弾道ミサイル発射という世界に向けての挑発行為は、国際社会の平和と安全に対し深刻な脅威である。到底許されるものではない。

このような状況の中で、政府は2月10日に拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、我が国独自の対北朝鮮措置を決定したところである。

よって本市会は、世界の恒久平和を実現するため、北朝鮮の核実験及び「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射に対して厳重に抗議し二度とこのような暴挙を繰り返さないことを強く求める。

以上、決議する。

